

株 主 各 位

東京都千代田区猿楽町二丁目8番16号
株式会社 A C C E S S
代表取締役社長 鎌 田 富 久

第26回定時株主総会招集ご通知

拝啓 益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、当社第26回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示の上ご返送いただくか、2頁に記載の「インターネットにより議決権を行使される場合のお手続きについて」をご参照の上、電磁的方法（インターネット等）によりご行使いただくか、いずれかの方法により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成22年4月27日（火曜日）午前10時
 2. 場 所 東京都千代田区飯田橋一丁目1番1号
ホテルグランドパレス 2階 「ダイヤモンドルーム」
（末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）
 3. 目的事項
報告事項
 1. 第26期（平成21年2月1日から平成22年1月31日まで）
事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の
連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第26期（平成21年2月1日から平成22年1月31日まで）
計算書類報告の件
- 決議事項
- | | |
|-------|---------------------------|
| 第1号議案 | 剰余金の処分の件 |
| 第2号議案 | 故代表取締役会長荒川亨氏に対する弔慰金贈呈の件 |
| 第3号議案 | ストックオプションとして新株予約権を発行する件 |
| 第4号議案 | 当社株式の大規模な買付行為に関する対応方針継続の件 |

以 上

- ~~~~~
- ◎ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎ 代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主の方1名を代理人として株主総会にご出席いただけます。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。
 - ◎ 株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス <http://jp.access-company.com/investors/index.html>）に掲載させていただきます。

[インターネットにより議決権を行使される場合のお手続きについて]

議決権をインターネットにより行使される場合は、下記事項をご了承の上、ご行使くださいますよう、お願い申し上げます。

記

1. インターネットによる議決権行使は、会社の指定する以下の議決権行使サイトをご利用いただくことによつてのみ可能です。なお、携帯電話を用いたインターネットでもご利用いただくことが可能です。

[議決権行使サイトURL] <http://www.webdk.net>

※バーコード読取機能付の携帯電話を利用して右の「QRコード[®]」を読み取り、議決権行使サイトに接続することも可能です。なお、操作方法の詳細については、お手持ちの携帯電話の取扱説明書をご確認ください。(QRコードは、株式会社デンソーウェブの登録商標です。)



2. インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コード及びパスワードをご利用の上、画面の案内に従つて議案の賛否をご登録ください。
3. インターネットによる議決権行使は、平成22年4月26日(月曜日)午後6時まで受付いたしますが、議決権行使結果の集計の都合上、お早めに行われますようお願いいたします。
4. 書面とインターネットにより、二重に議決権を行使された場合は、インターネットによるものを議決権行使として取り扱わせていただきます。
5. インターネットによつて複数回数又はパソコンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
6. 議決権行使サイトをご利用いただく際のプロバイダへの接続料金及び通信事業者への通信料金(電話料金等)は株主様のご負担となります。
7. パソコンを用いて議決権行使される場合は、インターネット閲覧(ブラウザ)ソフトウェアとして、Microsoft[®] Internet Explorer 6.0以上が必要となります。また、ハードウェアの環境として、上記インターネット閲覧(ブラウザ)ソフトウェアを利用できることが必要となります。
8. 携帯電話を用いて議決権行使される場合は、使用する機器が128bit SSL通信(暗号化通信)が可能な機種であることが必要となります。(セキュリティ確保のため、128bit SSL通信(暗号化通信)が可能な機種のみ対応しておりますので、一部の機種ではご利用できません。)


(Microsoftは、米国Microsoft Corporationの米国及びその他の国における登録商標です。)

[インターネットによる議決権行使に関するお問い合わせ]


株主名簿管理人

住友信託銀行証券代行部

【専用ダイヤル】

 0120-186-417 (24時間受付)

〈その他のご照会〉

 0120-176-417 (平日午前9時~午後5時)

(添付書類)

事業報告

(平成21年2月1日から
平成22年1月31日まで)

1. 企業集団の現況

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度の当社をとりまく環境としては、個人消費に持ち直しの動きがみられるなど、国内経済は回復の兆しがみえる一方、雇用情勢は依然として厳しく、景気回復にはまだ時間を要するものと思われます。また、大企業全体の業況判断は3四半期連続の改善となっておりますが、中小企業全体では改善のテンポは遅く、設備過剰感も依然として高水準にあります。国内外における携帯電話出荷台数は昨年10月以降回復基調を示しているものの、当社をとりまく環境は前連結会計年度に引き続き厳しい状況にあります。

このような状況におきましても、当社及び当社グループは、経営環境の変化に対応し、携帯端末及び情報家電向けの先進的なソフトウェアを幅広く提供し続けることが、「すべての機器をネットにつなぐ」という創業以来のビジョンを実現するために重要であると認識しております。このため当社及び当社グループはさらなる事業機会の最大化を図るため、前連結会計年度より、次の3分野を注力する事業分野として、業務を展開しております。

○プラットフォームビジネス

○アプリケーションビジネス

○メディアサービスビジネス

当連結会計年度の上記3分野の事業別状況につきまして、以下のとおりご報告いたします。

(プラットフォームビジネス)

当社の成長ドライバーとなるプラットフォームビジネスにつきましては、携帯端末及び情報家電向けのLinux®をベースとしたソフトウェア・プラッ

トフォーム「ACCESS Linux Platform™」（以下「ALP」）、並びに当社米国子会社アイピー・インフュージョン・インク（以下「アイピー・インフュージョン」）が開発したネットワーク機器向けのソフトウェア・プラットフォーム「ZebOS®」の開発、拡販に努めてまいりました。

「ALP」につきましては、ELSE Ltd.（旧社名:Emblaze Mobile Ltd. 本社：テルアビブ）との共同開発による海外市場向け携帯電話端末「ELSE™」を平成21年10月に国内で先行披露いたしました。現在、欧米の主要通信事業者を中心に営業活動を展開しております。

国内市場においては、FOMA®向けオペレータパックに関しまして、株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ（以下「NTTドコモ」）の2009年冬春モデルのFOMA端末の一部機種に提供を開始しており、引き続き同社2010年夏モデル向けの開発を進めております。

また、アイピー・インフュージョンにつきましては、日本電気株式会社、古河電気工業株式会社など、通信事業者及びインターネットサービスプロバイダ向けネットワーク機器に、同社主力ソフトウェアの「ZebOS」が採用されるなど、着実に実績を積み上げております。さらに、アイピー・インフュージョンはビジネスインフラにおけるエネルギーコスト削減にも配慮し、昨年10月にはデータセンター及びIT化されたビジネスインフラにおけるエネルギーの効率化を推進する国際的業界団体「グリーン・グリッド」に参加いたしました。

（アプリケーションビジネス）

既存のアプリケーションビジネスにつきましては、携帯端末及び情報家電向けブラウザ「NetFront® Browser」をはじめとする、「NetFront®」シリーズ各種の拡販に努め、国内全通信事業者によって採用されるとともに、欧米での機種数別の搭載実績ではトップシェアを維持しております。また、本年1月には組み込み向けでは世界最速レベルの「JavaScript™」エンジンを搭載した「NetFront® Browser v4.0」をリリースするなど、機能向上にも努めました。

あわせて、スマートフォンへの対応といたしましては、「Windows Mobile®」及び「Android™」に対応したアプリケーションを提供する体制を整えました。

海外市場における取組みといたしましては、サムスン電子（韓国）の欧州向け携帯端末や株式会社東芝のグローバル市場向け携帯端末への当社ソフトウェア搭載や、昨年5月より本格的3Gサービスが開始された中国市場における当社ソフトウェアの搭載拡大など、今後の伸びが期待される市場での布石を着実に打ってまいりました。

この他、総務省による「ブラジルにおけるワンセグ双方向サービスモデル事業」の請負業務を受託するとともに、テレビのIP化で先行している欧州市場において、デジタルテレビブラウザ等を供給いたしました。

（メディアサービスビジネス）

平成20年10月より運営しております「ケータイ書店Booker's[®]」（以下「Booker's」）につきましては、KDDI株式会社が運営するauの公式サイトに採用され、昨年9月までにソフトバンクモバイル、NTTドコモの公式サイトとしてもそれぞれ提供を開始しております。Booker's掲載タイトルは書籍・コミックをあわせ33,000タイトル（230社以上）を超えるまでになり、人気作家の作品（「こちら葛飾区亀有公園前派出所（秋本治氏）」「数えずの井戸（京極夏彦氏）」等）を独占配信するなど、特徴のあるサイト運営をしております。

なお、平成17年度秋以降実施いたしました企業買収に際しての巨額のれん代等（のれん償却費、再評価手続きによって生じた無形固定資産の償却及びストックオプション買収費用）につきましては、前連結会計年度より大幅に減少し、のれん代等費用の発生額は13億29百万円となりました。

以上の結果、当連結会計年度における業績は、売上高324億円（前年比4.0%増加）、経常利益28億65百万円（前年比34.0%増加）、当期純利益4億93百万円（前年比41.2%減少）となりました。

当連結会計年度の事業の種類別セグメントの業績は、次のとおりであります。

当社及び当社グループは事業の種類別セグメントとして、ソフトウェアの受託開発事業及びコンテンツ系事業に区分しており、前者につきましては、さらに製品売上高とロイヤリティー収入に分けております。

事業の種類別セグメント売上高

事業区分	第25期 (平成21年1月期)		第26期 (平成22年1月期)		対前年 増減率 (%)
	売上高 (百万円)	構成比 (%)	売上高 (百万円)	構成比 (%)	
ソフトウェアの受託開発事業	29,510	94.7	31,011	95.7	5.1
コンテンツ系事業	1,645	5.3	1,389	4.3	△15.6
合計	31,156	100.0	32,400	100.0	4.0

(ソフトウェアの受託開発事業)

ソフトウェアの受託開発事業は、先述の「事業の経過及び成果」でご説明いたしましたプラットフォームビジネスとアプリケーションビジネスに該当いたします。

当連結会計年度のソフトウェアの受託開発事業につきましては、携帯端末及び情報家電向けのLinuxをベースとしたソフトウェア・プラットフォーム「ALP」を開発し、ネットワーク機器向けのソフトウェア・プラットフォーム「ZebOS」の開発及び販売を行いました。

この結果、売上高310億11百万円（前年比5.1%増加）、営業利益26億59百万円（前年比34.2%減少）となりました。

なお、ソフトウェアの受託開発事業の事業区分別の業績は、以下のとおりであります。

1) 製品売上高

「ALP」につきましては、NTTドコモ向けオペレータパックに係る受託開発を行いました。また、「ZebOS」につきましては、国内外の通信機器メーカーに開発及び販売を行いました。

国内主要通信事業者、国内及び海外携帯電話端末メーカー向け、及びデジタルテレビ、カーナビゲーション、ゲーム機等の情報家電向けに「NetFront」製品の開発及び販売を行いました。

この結果、製品売上高は、137億85百万円（前年比13.0%減少）となりました。

2) ロイヤリティー収入

当連結会計年度より、「ALP」のロイヤリティー収入が計上されたことにより移動体情報端末にかかる売上高に寄与いたしました。

この結果、ロイヤリティー収入は172億26百万円（前年比26.1%増加）となりました。

事業区分	売上高（百万円）	構成比（%）
売上高	31,011	100.0
製品売上高	13,785	44.5
受託開発 移動体情報端末	12,518	40.4
固定・屋内情報端末	1,159	3.7
その他	27	0.1
基盤開発	50	0.2
その他	29	0.1
ロイヤリティー収入	17,226	55.5
受託開発 移動体情報端末	14,627	47.2
固定・屋内情報端末	1,955	6.3
その他	6	0.0
基盤開発	636	2.0

（コンテンツ系事業）

コンテンツ系事業は、先述の「事業の経過及び成果」でご説明いたしましたメディアサービスビジネスに該当いたします。

株式会社アクセス・パブリッシングの月刊誌をはじめとする雑誌類の出版及び広告売上その他、電子書籍版プラットフォームの開発を行い電子書籍販売モバイルサイト運営のサービスを行いました。その結果、売上高13億89百万円（前年比15.6%減少）となり、営業損失56百万円（前期は8億9百万円の営業損失）となりました。

② 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資につきましては、開発効率の向上及び作業環境の改善を主な目的として、幕張研究開発センター（千葉県千葉市）を新設するなど、総額42億90百万円を実施いたしました。

なお、設備投資額には、無形固定資産の取得も含めております。

（ソフトウェアの受託開発事業）

主なものは、当社及び一部子会社の開発拠点の移転により実施した増床に伴う社内造作及び設備の新設、整備等（総額42億88百万円）であります。

(コンテンツ系事業)

主なものは、子会社の社内造作、通信機器、機器の新設、整備等（総額1百万円）であります。

③ 資金調達状況

当社は、従業員等によるストック・オプションの行使により3百万円の資金を調達いたしました。これにより、資本金は1百万円増加して、313億85百万円となりました。

④ 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

⑦ 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分状況

平成22年1月31日に株式会社アクセス・パブリッシングの持分を追加取得し、完全子会社としております。

(2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

区 分	第 23 期 (平成19年1月期)	第 24 期 (平成20年1月期)	第 25 期 (平成21年1月期)	第 26 期 (当連結会計年度 (平成22年1月期))
売 上 高 (千円)	26,102,690	30,279,405	31,156,632	32,400,827
経常利益(△損失) (千円)	△15,252,249	△11,117,405	2,138,024	2,865,734
当期純利益(△損失) (千円)	△16,032,272	△15,758,215	840,170	493,929
1株当たり当期 純利益(△損失) (円)	△40,982.29	△40,248.91	2,145.22	1,260.98
総 資 産 (千円)	62,179,858	41,842,909	41,708,867	42,640,756
純 資 産 (千円)	52,104,871	35,289,070	32,633,307	33,639,001
1株当たり純資産額 (円)	131,084.30	87,954.09	82,100.13	84,551.25

- (注) 1. 1株当たり当期純利益(△損失)は自己株式控除後の期中平均発行済株式数により算出しております。また、1株当たり純資産額は、期末発行済株式数から自己株式を控除して算出しております。
2. 第23期において、平成18年3月1日付で普通株式1株を3株に分割いたしました。なお、1株当たり当期純損失については、期首に株式分割が行われたものとして算出しております。

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社との関係

当社には、親会社はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
アクセス・システムズ・アメリカズ・インク	17,377米ドル	100.0%	携帯機器向け組込みオペレーティング・システムの製造・販売
アクセス・システムズ・フランス・エス・ア・エス	1,000千ユーロ	100.0% (100.0%)	携帯機器向け組込みオペレーティング・システムの開発
アクセス・システムズ・ジャーマニー・ゲー・エム・ペー・ハー	1,800千ユーロ	100.0%	欧州市場向けの当社製ソフトウェアの開発
アクセス・チャイナ・インク	51,100千米ドル	100.0%	中国市場での事業展開を統括する持株会社
アクセス（北京）有限公司	12,400千米ドル	100.0% (100.0%)	中国市場向けの当社製ソフトウェアの開発・販売
アクセス（南京）有限公司	9,900千米ドル	100.0% (100.0%)	当社製ソフトウェアの組込み業務
アクセス・ソウル	2,200百万ウォン	100.0%	non-PC端末向けの組込みソフトウェアの開発
アイビー・インフュージョン・インク	20,165千米ドル	100.0% (100.0%)	IPネットワーク関連ソフトウェア及びホームメディアサーバーの開発・販売
株式会社アクセス・パブリッシング	215百万円	100.0%	non-PC端末を主対象としたデジタル・コンテンツの販売及び雑誌・書籍の編集、発行
アクセス・システムズ・ヨーロッパ・ホールディングス・ペー・フェー	11,000千ユーロ	100.0%	欧州市場向けの当社製ソフトウェアの開発・販売

- (注) 1. 議決権の所有割合の()内は、間接所有割合で、内数であります。
2. アクセス（北京）有限公司及びアクセス（南京）有限公司の資本金は、登記情報に合わせるために、米ドル表記としております。
3. アクセス・システムズ・ジャーマニー・ゲー・エム・ペー・ハーの資本金には、資本剰余金を含んでおります。
4. アイビー・インフュージョン・インクの資本金には、資本剰余金を含んでおります。
5. アクセス・システムズ・ヨーロッパ・ホールディングス・ペー・フェーの資本金には、資本剰余金を含んでおります。

(4) 対処すべき課題

① 中長期的に対処すべき課題

通信インフラの進化（LTE、NGN等）に伴い、あらゆる機器のネットワーク化、新規サービスの創出、組込みソフト開発の大規模化が進み、当社及び当社グループの事業機会は、さらに拡大するものと予想されます。当社は、グローバル企業としての基盤を確立し、次なる成長ステージを目指すため、「人材育成を通じた開発体制の再強化」及び「グローバル体制の再構築」を重点課題として位置づけ、経営体制の改善に向けて取り組んでまいります。

1) 人材育成を通じた開発体制の再強化

様々なインターネットサービスが普及し多様化する中、ソフトウェア機能の複雑化と大規模化が進んでおります。特に大規模案件での収益性を改善するためには、開発原価管理の徹底を図る必要があります。今後は、まず開発プロセスを大幅に見直し、要求される開発スキルの再確認と同時に、当該スキルを持つ人材の育成に注力することで、開発体制の強化に向けて、社内構造改革を講じてまいります。

2) グローバル体制の再構築

国内外の顧客に対して効率的に開発・営業活動を行うために、現在、本社の他、アメリカ、フランス、ドイツ、オランダ、中国、韓国及び台湾に拠点を有しております。今後は当社及び当社グループがGlobal Playerへと飛躍するために、各拠点の役割・責任を見直し、本社・海外拠点間・グループ間の効果的な連携を通じて、さらなる海外事業拡大と収益力の向上に向けた施策を講じてまいります。また、内部統制につきましても、引き続き海外拠点のモニタリングを着実に実施することで、グローバルガバナンスを強化してまいります。

② 短期的に対処すべき課題

当社の喫緊の課題は、受託開発案件における原価の適正化と製品競争力の強化であり、第27期においては、次の重点課題に取り組んでまいります。

1) 開発プロセスの見直しとプロジェクトマネジメント能力の強化

近年、通信事業者やメーカーから要求されるソフトウェア開発の技術水準は年々高度化し、開発工程も大規模化が進んでおります。開発原価の適正化を目指し、開発プロセスの見直しを中心に、品質、生産性の向上に向けたプロジェクトマネジメント能力を強化することを、引き続き重要な課題として認識し、取り組んでまいります。

2) 事業ポートフォリオの選択と集中

ユビキタス社会の到来により、当社の事業機会が今後ますます拡大することが予想される中、当社を取り巻くビジネス環境を注視しつつ、事業別に継続・撤退基準を明確にすることで、不採算事業に対する投資判断を早期に行い、事業ポートフォリオを常に見直し、事業の選択と集中に努めてまいります。

(5) 主要な事業内容 (平成22年1月31日現在)

事業内容	主要製品
ソフトウェアの受託開発事業	情報通信ネットワークに関連するソフトウェアの企画、研究、開発、設計、制作、販売
コンテンツ系事業	記憶媒体により提供するマルチメディアソフトウェアの企画、設計及び映像・画像・音声・文字・数値情報のソフトウェアの企画、設計、制作、販売

(6) 主要な営業所 (平成22年1月31日現在)

当 社	本社：東京都千代田区 営業所：北海道札幌市 米国支店：米国 カリフォルニア州
アクセス・システムズ・アメリカズ・インク	米国 カリフォルニア州
アクセス・システムズ・フランス・エス・ア・エス	フランス モンペリエ郡
アクセス・システムズ・ジャーマニー・ゲー・エム・ペー・ハー	ドイツ オーバーハウゼン市
ア ク セ ス ・ チ ャ イ ナ ・ イ ン ク	イギリス領 ケイマン諸島
ア ク セ ス (北 京) 有 限 公 司	中国 北京市
ア ク セ ス (南 京) 有 限 公 司	中国 南京市
ア ク セ ス ・ ソ ウ ル	韓国 ソウル特別市
アイピー・インフュージョン・インク	米国 カリフォルニア州
株式会社アクセス・パブリッシング	東京都千代田区
アクセス・システムズ・ヨーロッパ・ホールディングス・ペー・フェー	オランダ アムステルダム市

(注) 平成22年2月より、当社において千葉県千葉市美浜区に幕張研究開発センターを新設しております。

(7) 使用人の状況（平成22年1月31日現在）

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
1,505（4）名	△95（△8）名

(注) 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
615（4）名	21（△1）名	35.5歳	4年5ヶ月

(注) 使用人数は就業員数であり、パート及び嘱託社員は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。

(8) 主要な借入先の状況（平成22年1月31日現在）

借入先	借入額
株式会社りそな銀行	2,290百万円

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

記載すべき重要な事項はありません。

2. 会社の現況

(1) 株式の状況（平成22年1月31日現在）

- ① 発行可能株式総数 915,000株
- ② 発行済株式の総数 391,731株
- ③ 株主数 26,337名
- ④ 大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
荒川 亨	59,415株	15.17%
株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ	45,468株	11.61%
鎌田 富久	40,965株	10.46%
有限会社 樹	7,400株	1.89%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	6,637株	1.69%
モトローラインク	5,400株	1.38%
東京電力株式会社	4,500株	1.15%
株式会社プレストシーブ	2,853株	0.73%
ユービーエス エージー ロンドン アカウント アイピービー セグリゲイテ ッド クライアント アカウント	2,810株	0.72%
ドイツェ バンク アーゲー ロンドン ビービー ノントリティー クライアンツ 613	2,682株	0.68%

- (注) 1. 持株比率は自己株式（11株）を控除して計算しております。
2. 上記大株主の荒川亨氏（当社代表取締役会長兼最高経営責任者（CEO））は平成21年10月23日に逝去されましたが、現在遺産相続協議中のため、株主名簿上の名義で記載しております。

(2) 新株予約権等の状況

当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況（平成22年1月31日現在）

- 1) 平成13年4月26日開催の定時株主総会決議による新株引受権
 - ・新株引受権の目的である株式の数
1,493株
 - ・新株引受権の払込金額
1個当たり 0円
 - ・新株引受権の行使に際して出資される財産の価額
1株当たり 233,450円
 - ・新株引受権の行使に際して株式を発行する場合の資本組入額
1株当たり 116,725円
 - ・新株引受権を行使することができる期間
平成15年4月27日から平成23年4月26日まで
 - ・新株引受権の行使の条件
各新株引受権の一部行使はできない。
 - ・当社役員の保有状況

	目的である株式の数	保 有 者 数
取 締 役 (社外取締役を除く)	4株	1名
社 外 取 締 役	—	—
監 査 役	—	—

(注) 平成16年7月20日付で普通株式1株を5株及び平成18年3月1日付で普通株式1株を3株にする株式分割を行っております。これに伴い、新株引受権の目的である株式の数が修正されましたが、上記の記載内容は当該修正を反映済みであります。

- 2) 平成14年11月25日開催の取締役会決議による新株予約権
 - ・新株予約権の数
53個（新株予約権1個につき15株）
 - ・新株予約権の目的である株式の数
795株
 - ・新株予約権の払込金額
1個当たり 0円

- ・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
1個当たり 1,252,830円（1株当たり 83,522円）
- ・新株予約権の行使に際して株式を発行する場合の資本組入額
1株当たり 41,761円
- ・新株予約権を行使することができる期間
平成16年4月26日から平成24年4月25日まで
- ・新株予約権の行使の条件
各新株予約権の一部行使はできない。
- ・当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的である株式の数	保有者数
取締役 (社外取締役を除く)	—	—	—
社外取締役	—	—	—
監査役	4個	60株	2名

(注) 平成16年7月20日付で普通株式1株を5株及び平成18年3月1日付で普通株式1株を3株にする株式分割を行っております。これに伴い、新株予約権の目的である株式の数が修正されましたが、上記の記載内容は当該修正を反映済みであります。

3) 平成15年4月11日開催の取締役会決議による新株予約権

- ・新株予約権の数
1個（新株予約権1個につき15株）
- ・新株予約権の目的である株式の数
15株
- ・新株予約権の払込金額
1個当たり 0円
- ・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
1個当たり 2,000,010円（1株当たり 133,334円）
- ・新株予約権の行使に際して株式を発行する場合の資本組入額
1株当たり 66,667円
- ・新株予約権を行使することができる期間
平成16年4月26日から平成24年4月25日まで
- ・新株予約権の行使の条件
各新株予約権の一部行使はできない。

・当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的である株式の数	保有者数
取締役 (社外取締役を除く)	1個	15株	1名
社外取締役	—	—	—
監査役	—	—	—

(注) 平成16年7月20日付で普通株式1株を5株及び平成18年3月1日付で普通株式1株を3株にする株式分割を行っております。これに伴い、新株予約権の目的である株式の数が修正されましたが、上記の記載内容は当該修正を反映済みであります。

4) 平成16年4月13日開催の取締役会決議による新株予約権

- ・新株予約権の数
46個（新株予約権1個につき15株）
- ・新株予約権の目的である株式の数
690株
- ・新株予約権の払込金額
1個当たり 0円
- ・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
1個当たり 11,290,005円（1株当たり 752,667円）
- ・新株予約権の行使に際して株式を発行する場合の資本組入額
1株当たり 376,334円
- ・新株予約権を行使することができる期間
平成17年4月26日から平成25年4月25日まで
- ・新株予約権の行使の条件
各新株予約権の一部行使はできない。
- ・当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的である株式の数	保有者数
取締役 (社外取締役を除く)	5個	75株	1名
社外取締役	—	—	—
監査役	2個	30株	1名

(注) 平成16年7月20日付で普通株式1株を5株及び平成18年3月1日付で普通株式1株を3株にする株式分割を行っております。これに伴い、新株予約権の目的である株式の数が修正されましたが、上記の記載内容は当該修正を反映済みであります。

5) 平成18年4月10日開催の取締役会決議による新株予約権

- ・新株予約権の数
956個（新株予約権1個につき3株）
- ・新株予約権の目的である株式の数
2,868株
- ・新株予約権の払込金額
1個当たり 0円
- ・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
1個当たり 3,180,000円（1株当たり 1,060,000円）
- ・新株予約権の行使に際して株式を発行する場合の資本組入額
1株当たり 530,000円
- ・新株予約権を行使することができる期間
平成19年4月27日から平成27年4月26日まで
- ・新株予約権の行使の条件
各新株予約権の一部行使はできない。
- ・当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的である株式の数	保有者数
取締役 (社外取締役を除く)	14個	42株	1名
社外取締役	—	—	—
監査役	21個	63株	3名

(注) 平成18年3月1日付で普通株式1株を3株にする株式分割を行っております。これに伴い、新株予約権の目的である株式の数が修正されましたが、上記の記載内容は当該修正を反映済みであります。

6) 平成18年4月26日開催の取締役会決議による新株予約権

- ・新株予約権の数
1,932個（新株予約権1個につき1株）
- ・新株予約権の目的である株式の数
1,932株
- ・新株予約権の払込金額
1個当たり 0円

- ・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
1個当たり 1,030,000円
- ・新株予約権の行使に際して株式を発行する場合の資本組入額
1株当たり 515,000円
- ・新株予約権を行使することができる期間
平成20年4月27日から平成28年4月26日まで
- ・新株予約権の行使の条件
各新株予約権の一部行使はできない。
- ・当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的である株式の数	保有者数
取締役 (社外取締役を除く)	210個	210株	2名
社外取締役	—	—	—
監査役	—	—	—

7) 平成19年2月26日開催の取締役会決議による新株予約権

- ・新株予約権の数
770個（新株予約権1個につき1株）
- ・新株予約権の目的である株式の数
770株
- ・新株予約権の払込金額
1個当たり 0円
- ・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
1個当たり 611,377円
- ・新株予約権の行使に際して株式を発行する場合の資本組入額
1株当たり 305,689円
- ・新株予約権を行使することができる期間
平成20年4月27日から平成28年4月26日まで
- ・新株予約権の行使の条件
各新株予約権の一部行使はできない。

・当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的である株式の数	保有者数
取締役 (社外取締役を除く)	—	—	—
社外取締役	70個	70株	2名
監査役	—	—	—

8) 平成21年3月25日開催の取締役会決議による新株予約権

- ・新株予約権の数
2,900個（新株予約権1個につき1株）
- ・新株予約権の目的である株式の数
2,900株
- ・新株予約権の払込金額
1個当たり 0円
- ・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
1個当たり 225,205円
- ・新株予約権の行使に際して株式を発行する場合の資本組入額
1株当たり 112,603円
- ・新株予約権を行使することができる期間
平成21年4月3日から平成31年3月24日まで
- ・新株予約権の行使の条件
各新株予約権の一部行使はできない。
- ・当社役員の保有状況

	新株予約権の数	目的である株式の数	保有者数
取締役 (社外取締役を除く)	130個	130株	3名
社外取締役	60個	60株	2名
監査役	15個	15株	3名

(3) 会社役員の状況

① 取締役及び監査役の状況（平成22年1月31日現在）

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況	当社と兼職先との関係
代表取締役社長	鎌田 富久	最高経営責任者（CEO）	—
取締役副社長	安井 俊哉	最高執行責任者（COO） アクセス・チャイナ・インク取締役 アクセス・システムズ・ヨーロッパ・ホールディングス・ペー・フェー取締役	特別な関係はありません。
取締役	室伏 伸哉	最高財務責任者（CFO） アクセス・チャイナ・インク取締役	特別な関係はありません。
取締役	檜崎 浩一	最高戦略責任者（CSO） アイビー・インフュージョン・インク代表取締役	特別な関係はありません。
取締役	石黒 邦宏	最高技術責任者（CTO） アクセス・システムズ・アメリカズ・インク取締役	特別な関係はありません。
取締役	ビュール・スハンディナタ	アクセス・チャイナ・インク代表取締役会長 アクセス（北京）有限公司取締役会長	特別な関係はありません。
取締役	宮内 義彦	オリックス株式会社取締役兼代表執行役会長 昭和シェル石油株式会社取締役 ソニー株式会社取締役	特別な関係はありません。
取締役	新浪 剛	株式会社ローソン代表取締役社長CEO 株式会社ローソンエンターメディア取締役会長	特別な関係はありません。
取締役	三石 多門	ドコモ・モバイル株式会社代表取締役社長	特別な関係はありません。
常勤監査役	中江 隆耀	株式会社アクセス・パブリッシング監査役	特別な関係はありません。
常勤監査役	山本 隆臣	株式会社OKI ACCESSテクノロジーズ監査役	特別な関係はありません。
監査役	古川 雅一	海南監査法人代表社員 株式会社シーボン監査役	特別な関係はありません。

- (注) 1. 取締役宮内義彦氏、新浪剛氏及び三石多門氏は、社外取締役であります。
2. 監査役山本隆臣氏、古川雅一氏は、社外監査役であります。
3. 常勤監査役中江隆耀氏及び山本隆臣氏は、それぞれ他社の財務経理部門における業務経験があり、また、長期にわたり当社の監査役を務めていることなどから、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。監査役古川雅一氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 平成21年10月23日、代表取締役会長兼最高経営責任者（CEO）荒川亨氏は逝去により退任しております。

② 取締役及び監査役に支払った報酬等の総額

区 分	支 給 人 員	支 給 額
取 締 役 (うち社外取締役)	10名 (2名)	136,759千円 (14,400千円)
監 査 役 (うち社外監査役)	3名 (2名)	19,600千円 (11,600千円)
合 計	13名	156,360千円

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は、平成8年11月1日開催の有限会社アクセス（現当社）臨時社員総会において年額5億円以内と承認いただいております。
2. 監査役の報酬限度額は、平成8年11月1日開催の有限会社アクセス（現当社）臨時社員総会において年額1億円以内と承認いただいております。
3. 取締役の報酬等支給額には、ストックオプションによる報酬等の額が含まれておりません。
4. 社外取締役のうち、1名は無報酬であります。

③ 社外役員に関する事項

主な活動状況

会社における地位	氏 名	活 動 の 内 容
取 締 役	宮 内 義 彦	当期開催の取締役会13回のうち12回に出席しており、経営者としての豊富な経験と知見に基づいて意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
取 締 役	新 浪 剛	当期開催の取締役会13回のうち11回に出席しており、経営者としての豊富な経験と知見に基づいて意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
取 締 役	三 石 多 門	就任後開催の取締役会10回のうち10回に出席しており、経営者としての豊富な経験と知見に基づいて意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
常 勤 監 査 役	山 本 隆 臣	当期開催の取締役会13回のうち13回に出席し、また監査役会13回のうち13回に出席しております。常勤監査役として業務及び財産の状況を調査するほか、取締役等の職務執行を監視・検証するとともに、情報通信分野における豊富な業務経験と知見に基づき適宜質問をし、意見を述べております。
監 査 役	古 川 雅 一	当期開催の取締役会13回のうち13回に出席し、また監査役会13回のうち13回に出席しており、公認会計士としての豊富な経験と知見に基づき適宜質問をし、意見を述べております。

(4) 会計監査人の状況

- ① 名称 あずさ監査法人
- ② 報酬等の額

	支 払 額
公認会計士法第2条第1項の業務の対価として 当社が支払うべき報酬等の額	105,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭 その他の財産上の利益の合計額	107,100千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との監査契約においては、会社法に基づく監査報酬額と金融商品取引法に基づく監査報酬額とを区分しておらず、かつ、実質的にも区分できないため、これらの合計額で記載しております。
2. 当社子会社のアクセス・システムズ・アメリカズ・インク、アクセス・システムズ・ヨーロッパ・ホールディングス・ペー・フェー及びアイビー・インフュージョン・インクにつきましては、会計監査人以外の監査法人等（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有する者を含む。）の監査を受けております。
- ③ 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

取締役会は、会計監査人が、会社法や公認会計士法等の法令に違反し、又は抵触した場合等、その必要があると判断した場合は、監査役会の同意を得て、又は監査役会の請求により、会計監査人の解任又は不再任に関する議題を株主総会に提案します。また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める事由に該当すると判断した場合は、監査役全員の同意に基づいて会計監査人の解任を検討します。

(5) 会社の体制及び方針

- ①取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - 1)株主総会において知識・経験の豊富な社外取締役を選任し、良識に基づいた大所高所からの意見、助言を得る。
 - 2)取締役会において取締役会規程を制定し、当該規程に定める基準に従って会社の重要な業務執行を決定する。
 - 3)取締役会が取締役の職務の執行を監督するために、取締役は、会社の業務執行状況を定期的にと取締役会に報告するとともに、他の取締役の職務執行を相互に監視、監督する。
 - 4)取締役の職務執行状況は、監査基準及び監査計画に従い、社外監査役を含む監査役の監査を受ける。
 - 5)「経営理念」や「ビジョン」に加え、取締役を含むすべての役員及び社員が実践すべき行動の基準・規範を定めた「企業行動基準」、「ACCESS Values」、「コンプライアンス・マニュアル」等を制定し、その実践状況を定期的に確認する。
 - 6)「内部通報制度及び通報者の保護に関する規程」を制定し、コンプライアンス関連の通報、相談を受け付ける。通報の事実は秘密に保持し、内部通報者に対して不利益となる措置を行わない。
 - 7)社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対しては、組織全体として毅然とした態度で対応し、取引関係その他一切の関係をもたない体制を整備する。
- ②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - 1)取締役の職務の執行に係る情報については、法令及び「文書管理規程」を含む社内規程に従い、書面（電磁的記録を含む）により作成、保管、保存するとともに、取締役、監査役、会計監査人による閲覧、謄写に供する。
 - 2)取締役の職務の執行に係る情報については、法令又は「上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則」に従い、必要十分な情報開示を行う。

- 3)情報セキュリティについては、「情報セキュリティ基本方針」、「機密情報管理規程」等を策定し、最高情報責任者（CIO）をトップとする「情報セキュリティ委員会」を設置し定期的にこれを開催するとともに、情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）による情報セキュリティ管理体制を整備し、安全かつ適正な情報資産の保有、活用、管理に取り組む。
- ③損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- 1)「コンプライアンス・リスク管理委員会」を設置し、各部門のリスク管理業務を統括し、リスク管理の基本方針、推進体制、リスク管理に関する規程の立案その他重要事項を総合的に決定する。
 - 2)各部門の長である執行役員及び社員は、「コンプライアンス・リスク管理委員会」の定める基本方針に従い、各部門におけるリスク状況の区分・把握・報告、規程の立案・制定を含むリスク管理体制の整備、未然防止策・対応策の立案・実行その他必要な事項を実施する。リスク状況の把握、見直しは、少なくとも年1回行う。
 - 3)「コンプライアンス・リスク管理委員会」での審議を経て、重大なリスクの一部について、合理的な条件で保険契約を行う。
 - 4)当社の経営に重大な影響を及ぼすような危機的なリスクが、万が一発生した場合には、代表取締役社長を本部長とする対策本部を設置し、外部アドバイザーと連携して、迅速な対応を行うことにより損害を最小限に抑えるとともに、再発防止のための対策を講ずる。
- ④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- 1)経営上の意思決定と業務執行との分離、迅速な意思決定及び権限と責任の明確化を図る観点から、執行役員制度を採用する。取締役会は、会社法に従い経営戦略及び重要な業務執行の決定並びに業務執行の監視・監督の機能を担い、代表取締役社長及び一部の業務担当取締役並びに各部門の長の中から選任された者は、執行役員として業務を執行する。
 - 2)代表取締役及び役付執行役員並びに取締役社長が特に指名した者から構成される常務会を設置し、当社グループ全体の基本方針及び重要な業務執行事項について審議し、取締役会で決定すべき事項を除きその決定を行う。
 - 3)取締役及び執行役員並びに子会社の業務執行責任者等から構成される経営会議を設置し、当社グループ全体の業務執行状況の適時把握及び業務執行に関する重要事項の審議を行なう。

- 4) 「経営理念」及び「ビジョン」を踏まえて、中期経営計画及び年次事業計画・予算を策定し、その進捗を確認する。また、原価管理や経営情報の迅速かつ正確な把握を可能にするために、必要な基幹システムを構築する。
 - 5) 組織、権限及び職務分掌に関する社内規程を制定し、役割、権限、責任及び手続きの明確化を図る。
- ⑤使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- 1) 「経営理念」や「ビジョン」に加え、すべての社員が実践すべき行動の基準・規範を定めた「企業行動基準」、「ACCESS Values」、「コンプライアンス・マニュアル」等を制定し、その実践状況を定期的に確認する。問題があった場合には、就業規則に従い、厳正な処分を行う。
 - 2) 代表取締役社長は、機会があるごとに、コンプライアンス（法令遵守、企業倫理）の重要性及びこれに真剣に取り組む会社の方針・決意を社員に伝達する。
 - 3) 「内部通報制度及び通報者の保護に関する規程」を制定し、コンプライアンス関連の通報、相談を受け付ける。通報の事実は秘密に保持し、内部通報者に対して不利益となる措置を行わない。
 - 4) 代表取締役社長直轄の内部監査室を設置し、この部門が定期的に内部監査を実施し、被監査部門に改善点等をフィードバックするとともに、代表取締役社長及び監査役にその活動状況を報告する。内部監査室の代表者は、取締役会及び監査役会を除き、必要に応じて、一切の社内会議に出席する権限を有する。
 - 5) 「コンプライアンス・リスク管理委員会」及び法務部が中心となって、コンプライアンスに関する社員向けセミナー、研修を開催し、教育、啓発活動を行う。
- ⑥当社企業集団における業務の適正を確保するための体制
- 1) 子会社の取締役又は監査役として、当社の取締役、監査役、執行役員又は社員を派遣する。派遣された者は、子会社の取締役又は監査役として、子会社の取締役の業務執行の監視・監督又は監査を行う。
 - 2) 子会社の事業計画、経営状況、業務執行の状況等を当社に定期的に報告させ、必要に応じて改善点等を指摘する。
 - 3) 各子会社は、自社の規模、事業の性質、所在国その他会社の特性を踏まえて、当社と連携をとりつつ、独自に内部統制システムの整備を行う。

- 4) 当社グループにおける財務報告の信頼性を確保し、金融商品取引法等に基づく財務報告に係る内部統制を適切に実施するため、その整備、運用及び評価に関する基本方針を策定し、当該内部統制の有効かつ効率的な整備等に向けて適切な取り組みを進める。
 - 5) 取締役及び執行役員並びに子会社の業務執行責任者等から構成される経営会議を設置し、当社グループ全体の業務執行状況の適時把握及び業務執行に関する重要事項の審議を行う。
 - 6) 「経営理念」や「ビジョン」に加え、子会社の取締役を含め、当社企業集団のすべての役員及び社員が実践すべき行動の基準・規範を定めた「企業行動基準」、「ACCESS Values」を制定し、その実践状況を定期的に確認する。また、所在国の状況に応じて各子会社は、「コンプライアンス・マニュアル」等を制定し、実践する。
 - 7) 当社と子会社間の取引条件については、統一的な取引スキームを設定して、いずれかに著しく不利益となったり、恣意的なものとなったりしないようにする。
- ⑦ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- 1) 監査役から必要として要請があったときには、監査役の指揮命令下に監査役の職務を補助すべき社員を配置する。
 - 2) 監査役の職務を補助すべき社員の人数、資格等に関しては、監査役と代表取締役社長との間の協議により決定する。
- ⑧ 監査役の職務を補助する使用人の取締役からの独立性に関する事項
- 1) 監査役の職務を補助する社員は、監査役の指揮命令下に置かれ、その業務に専念する。
 - 2) 監査役の職務を補助する社員の任命、異動等に関しては、監査役と代表取締役社長との間の協議により決定する。
 - 3) 監査役の職務を補助する社員の人事考課、目標管理等については、常勤監査役が行う。

- ⑨取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
- 1) 監査役は、取締役会の他、必要に応じて、一切の社内会議に出席する権限を有する。
 - 2) 取締役、執行役員、社員は、監査役の求めに応じて、会社の業務執行の状況を報告する。
 - 3) 取締役は、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見したときは、直ちに監査役会に報告する。
- ⑩監査役の監査が実効的に行われることを確保するためのその他の体制
- 1) 社外監査役として、企業経営に精通した経験者・有識者や公認会計士等の有資格者を招聘し、代表取締役社長や執行役員等、業務を執行する者からの独立性を保持する。
 - 2) 監査役会は、代表取締役社長と定期的に会議をもち、重要課題等について協議、意見交換を行う。
 - 3) 監査役は、内部監査室と緊密な連携を保ち、必要に応じて、内部監査室に調査を依頼することができる。
 - 4) 監査役は、会計監査人と定期的に会議をもち、意見及び情報の交換を行う。

(6) 会社の支配に関する基本方針

買収防衛策について

当社は、平成19年3月23日に開催された取締役会において、特定株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株式の買付行為、又は結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株式の買付行為（いずれについてもあらかじめ当社取締役会が同意したものを除きます。以下、このような買付行為を「大規模買付行為」、大規模買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。）に関する対応方針（以下、「本方針」といいます。）を決定し、本方針は、平成19年4月24日開催の当社第23回定時株主総会において承認されております。

①基本方針の内容

大規模買付行為がなされた場合、これに応じるかどうかは、買付けへの応募を通じ、最終的には当社株主の皆様への判断に委ねられるべきものと考えます。しかし、当社の事業やビジネス・モデルに関する理解が十分でない者による当社に対する大規模買付行為が行われた場合、当社の顧客・取引先等を含む重要なステークホルダーとの関係が崩壊し、当社の企業価値、ひいては株主全体の利益が毀損されかねません。そこで、当社は、大規模買付行為が行われた場合、当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主全体の利益に資するものであるかどうか、株主の皆様へ適切にご判断いただき、提案に応じるか否かを決定していただくためには、大規模買付者及び当社取締役会の双方から適切かつ十分な情報が提供され、検討のための十分な期間が確保されることが不可欠であると考えます。さらに、当社株式を引き続き保有することを考える株主の皆様にとっても、大規模買付行為が当社に与える影響や、当社の顧客、取引先、従業員その他のステークホルダーとの関係についての方針を含む、当該大規模買付者の当社経営への参画時における経営方針、事業計画等の内容等の情報は、継続保有を検討する際の重要な判断材料となります。また、当社取締役会が大規模買付行為に対する意見を開示し、また、必要に応じ代替案を提示することにより、当該株主の皆様は、双方の方針、意見等を比較考量することで、大規模買付行為に応じるかどうかを適切に判断することが可能になります。

当社取締役会は、このような基本的な考え方に立ち、以下のとおり、当社株式の大規模買付行為に関するルール（以下、「大規模買付ルール」といいます。）を設定し、大規模買付者に対して大規模買付ルールの遵守を求めるとしました。大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合、及び大規模買付行為が当社株主全体の利益を著しく損なうと判断される場合には、当社取締役会として一定の措置を講じる方針です。

②基本方針の実現に資する取組み

当社の企業価値は、新規技術ノウハウの蓄積、幅広い顧客・取引先との長期安定的な取引関係の維持・発展、優秀な従業員の確保等、多くの要因により支えられています。特に顧客との継続的な取引関係の維持のために、研究開発投資に基づき顧客に対して新規製品・技術を提供し続けることが重要であり、また、当社が過度に特定企業へ取引上の依存度を高めたり、過度に特定企業との資本的な結びつきを深めたりすることを回避し、業界内において中立的な立場を堅持することが期待されています。このような考えに基づき、当社は、意欲的な中期経営計画を策定してその実現に邁進するとともに、将来的な製品・技術市場動向を的確に把握するとともに、技術ポートフォリオを拡充するための施策を行ってまいります。

③不適切な支配の防止のための取組み

当社取締役会としては、大規模買付行為は、以下に定める大規模買付ルールに従って行われることが、当社株主全体の利益に合致すると考えます。この大規模買付ルールとは、事前に大規模買付者から当社取締役会に対して十分な情報が提供され、当社取締役会による一定の評価期間が経過した後、大規模買付行為を開始する、というものです。

1)大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者が意向表明書を提出しない場合、大規模買付者が大規模買付ルールに従った十分な情報提供を行わない場合、大規模買付者が取締役会評価期間の経過前に大規模買付行為を開始する場合、その他大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合には、当社取締役会は、当社株主全体の利益の保護を目的として、新株予約権の無償割当て等、会社法その他の法律及び当社定款が取締役会の権限として認める措置をとり、大規模買付行為に対抗することがあります。

2) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

大規模買付ルールは、当社の経営に影響力をもち得る規模の当社株式の買付行為について、当社株主全体の利益を保護するという観点から、株主の皆様に対し、このような買付行為を受け入れるかどうかの判断のために必要な情報や、現に経営を担っている当社取締役会の評価意見を提供し、さらには、代替案の提示を受ける機会を保証することを目的とするものです。大規模買付ルールが遵守されている場合、原則として、当社取締役会の判断のみで大規模買付行為を阻止するために対抗措置をとるようなことは行わず、大規模買付行為に応じるかどうかは、大規模買付情報や当社が提示する大規模買付行為に対する意見、代替案等をご検討の上、当社株主の皆様においてご判断いただくこととなります。

しかしながら、例外的に、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守していても、当社取締役会において、弁護士、財務アドバイザー等の外部専門家の意見も参考にし、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で、大規模買付行為が当社株主全体の利益を著しく損なう場合であると判断したときには、適時適切な開示を行った上、上記③ 1)で述べた大規模買付行為に対する対抗措置をとることがあります。

④ 基本方針の実現に資する取組み及び不適切な者による支配の防止のための取組みについての取締役会の判断並びにその判断に係る理由

当社取締役会は、前述の基本方針の実現に資する取組み及び不適切な者による支配の防止のための取組みが基本方針に沿うものであること、当該取組みが当社の株主の共同の利益を損なうものではないこと、及び当該取組みが当社の役員の地位の維持を目的とするものではないことについて、これらが有効に機能するものと判断いたしております。

その理由としては、本方針において、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守したか否か、当社株主全体の利益を著しく損なう場合に該当するかどうか、そして大規模買付行為に対し対抗措置をとるか否か及び発動を中止するかの判断にあたっては、取締役会の判断の客観性、公正性及び合理性を担保するため、当社は、取締役会から独立した組織として独立委員会を設置し、かかる事項の評価・検討・審議を諮問することとし、当社取締役会はその勧告を法律上可能な限り最大限尊重するものとします。独立委員会の委員は5名以内とし、当社の経営陣から独立して

いる社外取締役、社外監査役及び社外有識者を対象として選任するものとしています。また、本方針の根本的な要素として、当社株主に必要な情報を提供することを目的とし、大規模買付行為が行われた場合、これに応じるかどうかは最終的には当社株主の判断に委ねられております。

~~~~~  
(注) 本事業報告に記載の金額及び株式数は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示していません。

ACCESS、NetFront、ACCESS Linux Platformは、日本国、米国、及びその他の国における株式会社ACCESSの登録商標又は商標です。

IP Infusion及びZebOSは、IP Infusion Inc.の米国並びにその他の国における商標又は登録商標です。

Booker'sは、株式会社ACCESS及び東京都書店商業組合の日本国における登録商標です。

auは、KDDI株式会社の登録商標です。

FOMAは株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモの登録商標です。

The registered trademark LINUX® is used pursuant to a sublicense from Linux Mark Institute, the exclusive licensee of Linus Torvalds, owner of the mark on a world-wide basis.

ソフトバンクの名称は日本国及びその他の国におけるソフトバンク株式会社の登録商標又は商標です。

AndroidはGoogle Inc.の商標又は登録商標です。

ELSE is a trademark of ELSE Ltd.

JavaScriptは米国Sun Microsystems, Inc.の米国及びその他の国における商標又は登録商標です。

Windows Mobileは、米国Microsoft Corporationの米国及びその他の国における登録商標又は商標です。

その他、文中に記載されている商標、会社名は、それぞれ所有する会社に帰属します。



## 連結貸借対照表

(平成22年1月31日現在)

(単位：千円)

| 資 産 の 部   |            | 負 債 の 部        |            |
|-----------|------------|----------------|------------|
| 流動資産      | 32,055,067 | 流動負債           | 6,719,583  |
| 現金及び預金    | 16,331,474 | 買掛金            | 851,868    |
| 受取手形及び売掛金 | 8,699,884  | 一年以内返済予定の長期借入金 | 252,000    |
| 有価証券      | 3,520,567  | 未払法人税等         | 1,612,134  |
| たな卸資産     | 1,428,106  | 賞与引当金          | 438,828    |
| 繰延税金資産    | 1,086,654  | 返品調整引当金        | 10,420     |
| その他       | 1,297,072  | 受注損失引当金        | 10,708     |
| 貸倒引当金     | △308,693   | その他            | 3,543,622  |
| 固定資産      | 10,585,689 | 固定負債           | 2,282,172  |
| 有形固定資産    | 4,930,398  | 長期借入金          | 2,038,000  |
| 建物        | 559,484    | 退職給付引当金        | 214,666    |
| 器具備品      | 370,295    | その他            | 29,505     |
| 土地        | 1,634,923  | 負債合計           | 9,001,755  |
| 建設仮勘定     | 2,365,119  | 純資産の部          |            |
| その他       | 576        | 株主資本           | 36,381,518 |
| 無形固定資産    | 1,005,216  | 資本金            | 31,385,747 |
| のれん       | 249,358    | 資本剰余金          | 11,229,734 |
| ソフトウェア    | 618,398    | 利益剰余金          | △6,225,238 |
| その他       | 137,460    | 自己株式           | △8,724     |
| 投資その他の資産  | 4,650,074  | 評価・換算差額等       | △3,261,104 |
| 投資有価証券    | 2,423,602  | その他有価証券評価差額金   | △84,266    |
| 繰延税金資産    | 231,838    | 為替換算調整勘定       | △3,176,837 |
| その他       | 2,384,746  | 新株予約権          | 518,586    |
| 貸倒引当金     | △390,113   | 純資産合計          | 33,639,001 |
| 資産合計      | 42,640,756 | 負債純資産合計        | 42,640,756 |

# 連結損益計算書

(平成21年2月1日から  
平成22年1月31日まで)

(単位：千円)

| 科          | 目   | 金額         |
|------------|-----|------------|
| 売上         | 高価  | 32,400,827 |
|            | 上原  | 14,771,890 |
| 売上         | 総利益 | 17,628,936 |
| 返品調整引当金繰入  | 額   | 10,420     |
| 返品調整引当金繰入  | 額   | 24,243     |
| 差引売上       | 総利益 | 17,642,759 |
| 販売費及び一般管理費 |     | 15,040,462 |
| 営業         | 利益  | 2,602,296  |
| 営業         | 外取  | 351,068    |
| 受取         | 配当  | 130,318    |
| 持分         | による | 902        |
| 為替         | の   | 25,226     |
| 差          | の   | 100,414    |
| 支          | の   | 94,205     |
| 納          | の   | 87,631     |
| 之          | の   | 43,460     |
| 経          | の   | 11,400     |
|            | の   | 32,770     |
|            | 利益  | 2,865,734  |
| 特別         | 利益  | 227,437    |
| 貸倒引当金繰入    | 益   | 15,114     |
| 受取         | 売却  | 101        |
| 資産         | の   | 185,378    |
| 取          | 損失  | 26,842     |
| 特別         | の   | 1,174,251  |
| 固定         | の   | 23,277     |
| 特          | の   | 192,655    |
| 資          | の   | 123,972    |
| 保          | の   | 26,749     |
| 倒          | の   | 189,268    |
| 引          | の   | 37,690     |
| 損          | の   | 525,000    |
| 具          | の   | 46,370     |
| 不          | の   | 9,265      |
| 葬          | の   | 1,918,920  |
| 等          | の   | 1,918,920  |
| 調          | の   | 1,433,367  |
| 整          | の   | 395,787    |
| 前          | の   | 257,888    |
| 当          | の   | △80,843    |
| 期          | の   | △65,432    |
| 純          | の   | 493,929    |
| 利          | の   | 493,929    |
| 益          | の   | 493,929    |

## 連結株主資本等変動計算書

（平成21年2月1日から  
平成22年1月31日まで）

（単位：千円）

|                           | 株 主 資 本    |            |            |         |             |
|---------------------------|------------|------------|------------|---------|-------------|
|                           | 資 本 金      | 資 本 剰 余 金  | 利 益 剰 余 金  | 自 己 株 式 | 株 主 資 本 合 計 |
| 平成21年1月31日 残高             | 31,384,244 | 11,228,231 | △6,719,168 | △8,724  | 35,884,582  |
| 連結会計年度中の変動額               |            |            |            |         |             |
| 新 株 の 発 行                 | 1,502      | 1,502      |            |         | 3,005       |
| 当 期 純 利 益                 |            |            | 493,929    |         | 493,929     |
| 株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額） |            |            |            |         |             |
| 連結会計年度中の変動額合計             | 1,502      | 1,502      | 493,929    | -       | 496,935     |
| 平成22年1月31日 残高             | 31,385,747 | 11,229,734 | △6,225,238 | △8,724  | 36,381,518  |

|                           | 評 価 ・ 換 算 差 額 等 |            |            | 新株予約権   | 少数株主持分   | 純資産合計      |
|---------------------------|-----------------|------------|------------|---------|----------|------------|
|                           | その他有価証券評価差額金    | 為替換算調整勘定   | 評価・換算差額等合計 |         |          |            |
| 平成21年1月31日 残高             | △416,367        | △3,311,647 | △3,728,014 | 334,943 | 141,795  | 32,633,307 |
| 連結会計年度中の変動額               |                 |            |            |         |          |            |
| 新 株 の 発 行                 |                 |            |            |         |          | 3,005      |
| 当 期 純 利 益                 |                 |            |            |         |          | 493,929    |
| 株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額（純額） | 332,101         | 134,809    | 466,910    | 183,642 | △141,795 | 508,757    |
| 連結会計年度中の変動額合計             | 332,101         | 134,809    | 466,910    | 183,642 | △141,795 | 1,005,693  |
| 平成22年1月31日 残高             | △84,266         | △3,176,837 | △3,261,104 | 518,586 | -        | 33,639,001 |

## 連結注記表

### 1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

#### (1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

- ・連結子会社の数 15社
- ・主要な連結子会社の名称  
アクセス・システムズ・アメリカズ・インク  
アクセス・システムズ・フランス・エス・ア・エス  
アクセス・システムズ・ジャーマニー・ゲー・エム・  
ペー・ハー  
株式会社アクセス・パブリッシング  
アクセス・チャイナ・インク  
アクセス（北京）有限公司  
アクセス（南京）有限公司  
アクセス・ソウル  
アイピー・インフュージョン・インク  
アクセス・システムズ・ヨーロッパ・ホールディング  
ス・ペー・フェー

平成21年2月にアクセス・システムズ・ヨーロッパ・ゲー・エム・ペー・ハーは、組織変更によりアクセス・システムズ・ジャーマニー・ゲー・エム・ペー・ハーに変更しております。

当連結会計年度において、レッドスパイダー・ホールディングス他5社は、株式の売却を行い、また、連結子会社1社は、清算手続きを完了し、それぞれ連結の範囲から除外しております。

#### (2) 非連結子会社に関する事項

- ・非連結子会社の数 2社
- ・会社の名称  
レッドゼロ・インク  
レッドゼロ（北京）テクノロジー

当連結会計年度において、非連結子会社1社は、清算手続きを完了しております。

- ・連結の範囲から除いた理由  
非連結子会社は、いずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金等は、いずれも当連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

#### (3) 持分法の適用に関する事項

- ・持分法適用の関連会社数 1社
- ・会社の名称  
株式会社OKI ACCESSテクノロジーズ

(4) 連結子会社の事業年度等に関する事項

アクセス・システムズ・アメリカズ・インク、アクセス・システムズ・フランス・エス・ア・エス、アクセス・システムズ・ジャーマニー・ゲー・エム・ペー・ハー、アクセス・チャイナ・インク、アクセス（北京）有限公司、アクセス（南京）有限公司、アクセス・ソウル、アイピー・インフュージョン・インク、アクセス・システムズ・ヨーロッパ・ホールディングス・ペー・フェー他4社の決算日は12月31日であります。

連結計算書類の作成に当たっては、同決算日現在の計算書類を使用しておりますが、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

(5) 会計処理基準に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

1) 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法

2) たな卸資産

仕掛品

個別法による原価法（連結貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

1) 有形固定資産

（リース資産を除く）

当社及び国内連結子会社

建物（建物付属設備は除く）

i 平成10年3月31日以前に取得したもの

法人税法に規定する旧定率法

ii 平成10年4月1日から平成19年3月31日

までに取得したもの

法人税法に規定する旧定額法

建物以外

i 平成19年3月31日以前に取得したもの

法人税法に規定する旧定率法

ii 平成19年4月1日以降に取得したもの

法人税法に規定する定率法

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物： 3～47年

器具備品： 4～8年

在外連結子会社

主として定額法を採用しております。

- 2) 無形固定資産  
(リース資産を除く)
- 定額法
- なお、ソフトウェア(自社利用分)については、社内における利用可能期間(3~5年)に基づいて定額法によっております。
- ただし、米国における連結子会社については、米国会計基準により定額法を採用しております。
- ソフトウェア： 4年  
その他の無形固定資産： 3~5年
- 3) リース資産
- 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産の減価償却の方法については、リース期間を耐用年数とし、残存価格を零とする定額法を採用しております。
- 4) 長期前払費用
- 定額法
- ③ 重要な引当金の計上基準
- 1) 貸倒引当金
- 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- 2) 賞与引当金
- 従業員の賞与の支払に備えるため、会社が算定した支給見込額の当期負担額を計上しております。
- 3) 受注損失引当金
- ソフトウェアの請負契約における将来の損失に備えるため、将来の損失が確実に見込まれ、かつ、当該損失額を合理的に見積ることが可能なものについて、将来の損失発生見込額を計上しております。
- 4) 退職給付引当金
- 従業員の退職給付に備えるため、退職給付会計に関する実務指針(中間報告)(日本公認会計士協会 会計制度委員会報告第13号)に定める簡便法(期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法)により計上しております。
- なお、米国及び韓国における連結子会社は、確定拠出型の年金制度を設けております。
- 5) 返品調整引当金
- 連結子会社の株式会社アクセス・パブリッシングは、出版物の返品による損失に備えるため、返品見込額の売買利益相当額及び返品に伴い発生する廃棄損相当額を計上しております。

④ 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

なお、在外支店の資産及び負債は連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

また、在外子会社等の資産、負債、収益及び費用は決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

⑤ その他連結計算書類作成のための重要な事項

消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

⑥ 連結子会社の資産及び負債の評価に関する事項

全面時価評価法によっております。

⑦ のれんの償却に関する事項

のれんは、個々の投資の実態に応じた期間にわたり、均等償却しております。

なお、償却年数は、4年から5年であります。

(6) 会計方針の変更

(棚卸資産の評価に関する会計基準の適用)

当連結会計年度より、「棚卸資産の評価に関する会計基準」（企業会計基準委員会平成18年7月5日公表分 企業会計基準第9号）が適用されたことに伴い、連結貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定しております。これによる損益への影響はありません。

(連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱いの適用)

当連結会計年度より、「連結財務諸表作成における在外子会社の会計処理に関する当面の取扱い」（実務対応報告第18号 平成18年5月17日）を適用しております。これによる損益の影響はありません。

(リース取引に関する会計基準の適用)

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号（平成5年6月17日（企業会計審議会第一部会）、平成19年3月30日改正））が、平成20年4月1日以降開始する連結会計年度に係る財務諸表から適用となったことに伴い、当連結会計年度からこれらの会計基準等を適用し、通常の売買取引に係る会計処理によっております。

なお、リース取引開始日が適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

これによる損益への影響はありません。

## 2. 連結貸借対照表に関する注記

### (1) 担保提供資産

担保に供している資産

|       |             |
|-------|-------------|
| 土地    | 1,563,534千円 |
| 建設仮勘定 | 2,365,119千円 |
| 計     | 3,928,653千円 |

上記に対する担保付債務

|                |             |
|----------------|-------------|
| 一年以内返済予定の長期借入金 | 252,000千円   |
| 長期借入金          | 2,038,000千円 |
| 計              | 2,290,000千円 |

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 2,622,971千円

## 3. 連結損益計算書に関する注記

減損損失

当社グループは、当連結会計年度において、以下の資産について減損損失を計上しております。

| 場所                                                 | 用途 | 種類  |
|----------------------------------------------------|----|-----|
| アクセス・チャイナ・インク<br>(中国北京)                            | —  | のれん |
| アクセス・システムズ・ジャーマ<br>ニー・ゲー・エム・ペー・ハー<br>(ドイツオーバーハウゼン) | —  | のれん |

上記の資産につきましては、株式取得時に策定した事業計画において当初想定していた収益見込が減少したため帳簿価額の全額37,690千円を減損損失として計上しております。

## 4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

### (1) 発行済株式の総数に関する事項

| 株式の種類 | 前連結会計年度末の株式数 | 当連結会計年度増加株式数 | 当連結会計年度減少株式数 | 当連結会計年度末の株式数 |
|-------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| 普通株式  | 391,686株     | 45株          | —            | 391,731株     |

(注) 発行済株式の総数の増加は、新株予約権の権利行使による新株の発行によるものであります。



## (2) 自己株式の数に関する事項

| 株式の種類 | 前連結会計年度末の株式数 | 当連結会計年度増加株式数 | 当連結会計年度減少株式数 | 当連結会計年度末の株式数 |
|-------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| 普通株式  | 11株          | —            | —            | 11株          |

## (3) 剰余金の配当に関する事項

基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期になるもの  
平成22年4月27日開催予定の第26回定時株主総会において次のとおり付議いたします。

配当金の総額 195,860千円

1株当たり配当額 500円

基準日 平成22年1月31日

効力発生日 平成22年4月28日

## (4) 当連結会計年度末日における新株予約権に関する事項

|            | 平成12年新株引受権 | 平成13年新株引受権 | 平成14年新株予約権 |
|------------|------------|------------|------------|
| 目的となる株式の種類 | 普通株式       | 普通株式       | 普通株式       |
| 目的となる株式の数  | 330株       | 1,493株     | 795株       |
| 新株予約権の残高   | —          | —          | —          |

|            | 平成15年新株予約権 | 平成16年新株予約権   | 平成18年新株予約権①   |
|------------|------------|--------------|---------------|
| 目的となる株式の種類 | 普通株式       | 普通株式         | 普通株式          |
| 目的となる株式の数  | 15株        | 690株         | 2,868株        |
| 新株予約権の残高   | —          | 40,025千円（注2） | 247,646千円（注2） |

|            | 平成18年新株予約権② | 平成19年新株予約権 | 平成21年新株予約権 |
|------------|-------------|------------|------------|
| 目的となる株式の種類 | 普通株式        | 普通株式       | 普通株式       |
| 目的となる株式の数  | 1,932株      | 770株       | 2,900株     |
| 新株予約権の残高   | 9,727千円（注2） | 144,976千円  | 76,210千円   |

- 平成16年7月20日付で普通株式1株を5株及び平成18年3月1日付で普通株式1株を3株にする株式分割を行っております。これに伴い、新株予約権の目的である株式の数が修正されましたが、上記表の記載内容は当該修正を反映済みであります。
- 米国会社役員及び従業員に付与した新株予約権（ストック・オプション）を米国会社基準に基づいて計上したものであります。

## 5. 1株当たり情報に関する注記

- |                |            |
|----------------|------------|
| (1) 1株当たり純資産額  | 84,551円25銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 1,260円98銭  |

## 6. その他の注記

該当事項はありません。

# 貸借対照表

(平成22年1月31日現在)

(単位：千円)

| 資 産 の 部            |                   | 負 債 の 部              |                   |
|--------------------|-------------------|----------------------|-------------------|
| <b>流 動 資 産</b>     | <b>22,924,874</b> | <b>流 動 負 債</b>       | <b>5,617,494</b>  |
| 現金及び預金             | 12,140,897        | 買掛金                  | 1,388,276         |
| 売掛金                | 7,658,807         | 一年以内返済予定の長期借入金       | 252,000           |
| 有価証券               | 29,434            | 未払金                  | 1,303,106         |
| 仕掛品                | 1,410,679         | 未払費用                 | 607,698           |
| 前払費用               | 328,414           | 未払法人税等               | 1,559,982         |
| 関係会社短期貸付金          | 58,800            | 前受金                  | 52,446            |
| 繰延税金資産             | 1,204,344         | 預り金                  | 192,386           |
| その他                | 145,149           | 賞与引当金                | 230,539           |
| 貸倒引当金              | △51,651           | 受注損失引当金              | 10,708            |
| <b>固 定 資 産</b>     | <b>25,053,741</b> | その他                  | 20,348            |
| <b>有 形 固 定 資 産</b> | <b>4,621,994</b>  | <b>固 定 負 債</b>       | <b>2,227,087</b>  |
| 建物                 | 467,245           | 長期借入金                | 2,038,000         |
| 器具備品               | 154,130           | 退職給付引当金              | 189,087           |
| 土地                 | 1,634,923         |                      |                   |
| 建設仮勘定              | 2,365,119         |                      |                   |
| その他                | 576               |                      |                   |
| <b>無 形 固 定 資 産</b> | <b>1,237,420</b>  | <b>負 債 合 計</b>       | <b>7,844,582</b>  |
| 特許権                | 8,161             |                      |                   |
| 商標権                | 22,474            | <b>純 資 産 の 部</b>     |                   |
| ソフトウェア             | 545,553           | <b>株 主 資 本</b>       | <b>39,998,223</b> |
| 電話加入権              | 3,549             | 資本金                  | 31,385,747        |
| 知的財産権              | 650,705           | 資本剰余金                | 11,229,734        |
| その他                | 6,975             | 資本準備金                | 5,759             |
| <b>投資その他の資産</b>    | <b>19,194,326</b> | その他資本剰余金             | 11,223,975        |
| 投資有価証券             | 369,879           | <b>利 益 剰 余 金</b>     | <b>△2,608,533</b> |
| 関係会社株式             | 16,361,035        | その他利益剰余金             | △2,608,533        |
| 関係会社出資金            | 44,320            | 繰越利益剰余金              | △2,608,533        |
| 破産更生債権等            | 1,089,770         | <b>自 己 株 式</b>       | <b>△8,724</b>     |
| 関係会社長期貸付金          | 30,000            | 評価・換算差額等             | △85,911           |
| 長期前払費用             | 3,583             | その他有価証券評価差額金         | △85,911           |
| 敷金保証金              | 842,703           | <b>新 株 予 約 権</b>     | <b>221,721</b>    |
| 繰延税金資産             | 543,147           |                      |                   |
| 長期性定期預金            | 1,000,000         | <b>純 資 産 合 計</b>     | <b>40,134,033</b> |
| 貸倒引当金              | △1,090,113        |                      |                   |
| <b>資 産 合 計</b>     | <b>47,978,615</b> | <b>負 債 純 資 産 合 計</b> | <b>47,978,615</b> |

# 損 益 計 算 書

（平成21年2月1日から  
平成22年1月31日まで）

（単位：千円）

| 科 目                     | 金 額        |
|-------------------------|------------|
| 売 上 高 価                 | 29,605,285 |
| 売 上 原 価                 | 14,028,889 |
| 売 上 総 利 益               | 15,576,396 |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費     | 12,523,487 |
| 営 業 利 益                 | 3,052,908  |
| 営 業 外 収 益               | 268,882    |
| 受 取 利 息                 | 28,634     |
| 受 取 配 当 金               | 534        |
| 為 替 差 益                 | 223,369    |
| そ の 他                   | 16,343     |
| 営 業 外 費 用               | 49,383     |
| 支 払 利 息                 | 36,215     |
| 支 納 品 延 損 害             | 11,400     |
| そ の 他                   | 1,768      |
| 経 常 利 益                 | 3,272,407  |
| 特 別 利 益                 | 588,910    |
| 投 資 損 失 引 当 金 戻 入 益     | 397,011    |
| 受 取 保 険 金               | 185,378    |
| そ の 他                   | 6,520      |
| 特 別 損 失                 | 6,186,971  |
| 固 定 資 産 除 却 損           | 20,719     |
| 関 係 会 社 株 式 評 価 損       | 4,370,943  |
| 関 係 会 社 出 資 金 評 価 損     | 199,679    |
| 投 資 有 価 証 券 評 価 損       | 123,972    |
| 貸 倒 引 当 金 繰 入 額         | 891,019    |
| 製 品 不 具 合 対 策 費 用       | 525,000    |
| 社 葬 関 連 費               | 46,370     |
| そ の 他                   | 9,265      |
| 税 引 前 当 期 純 利 益         | △2,325,653 |
| 法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税 | 1,350,518  |
| 過 年 度 法 人 税 等           | 395,787    |
| 法 人 税 等 調 整 額           | △543,741   |
| 当 期 純 利 益               | △3,528,218 |

# 株主資本等変動計算書

(平成21年2月1日から  
平成22年1月31日まで)

(単位：千円)

|                         | 株 主 資 本    |                  |                            |                       |                       |                                 |                       |                       | 自己株式       | 株主資本計<br>合 |
|-------------------------|------------|------------------|----------------------------|-----------------------|-----------------------|---------------------------------|-----------------------|-----------------------|------------|------------|
|                         | 資本金        | 資 本 剰 余 金        |                            |                       |                       | 利 益 剰 余 金                       |                       |                       |            |            |
|                         |            | 資<br>準<br>備<br>金 | そ<br>の<br>他<br>資<br>余<br>金 | そ<br>の<br>他<br>本<br>金 | 資<br>剰<br>余<br>金<br>計 | そ<br>の<br>他<br>剰<br>余<br>金<br>計 | 利<br>剰<br>余<br>金<br>計 | 益<br>剰<br>余<br>金<br>計 |            |            |
|                         |            |                  |                            |                       |                       |                                 |                       |                       |            |            |
| 平成21年1月31日 残高           | 31,384,244 | 4,256            | 11,223,975                 | 11,228,231            | 919,684               | 919,684                         |                       | △8,724                | 43,523,436 |            |
| 事業年度中の変動額               |            |                  |                            |                       |                       |                                 |                       |                       |            |            |
| 新株の発行                   | 1,502      | 1,502            |                            | 1,502                 |                       |                                 |                       |                       | 3,005      |            |
| 当期純利益                   |            |                  |                            |                       | △3,528,218            | △3,528,218                      |                       |                       | △3,528,218 |            |
| 株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額) |            |                  |                            |                       |                       |                                 |                       |                       |            |            |
| 事業年度中の変動額合計             | 1,502      | 1,502            | —                          | 1,502                 | △3,528,218            | △3,528,218                      |                       | —                     | △3,525,212 |            |
| 平成22年1月31日 残高           | 31,385,747 | 5,759            | 11,223,975                 | 11,229,734            | △2,608,533            | △2,608,533                      |                       | △8,724                | 39,998,223 |            |

|                         | 評価・換算差額等         |                    | 新株予約権   | 純資産合計      |
|-------------------------|------------------|--------------------|---------|------------|
|                         | その他有価証券<br>評価差額金 | 評価・換算<br>差額等<br>合計 |         |            |
| 平成21年1月31日 残高           | △188,885         | △188,885           | 111,823 | 43,446,374 |
| 事業年度中の変動額               |                  |                    |         |            |
| 新株の発行                   |                  |                    |         | 3,005      |
| 当期純利益                   |                  |                    |         | △3,528,218 |
| 株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額) | 102,973          | 102,973            | 109,897 | 212,871    |
| 事業年度中の変動額合計             | 102,973          | 102,973            | 109,897 | △3,312,341 |
| 平成22年1月31日 残高           | △85,911          | △85,911            | 221,721 | 40,134,033 |

## 個別注記表

### 1. 重要な会計方針に係る事項

#### (1) 資産の評価基準及び評価方法

##### ① 有価証券

1) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

2) その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法

##### ② たな卸資産

仕掛品

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定）

#### (2) 固定資産の減価償却の方法

##### ① 有形固定資産（リース資産は除く）

建物（建物付属設備は除く）

1) 平成10年3月31日以前に取得したもの

法人税法に規定する旧定率法

2) 平成10年4月1日から平成19年3月31日までに

取得したもの

法人税法に規定する旧定額法

建物以外

1) 平成19年3月31日以前に取得したもの

法人税法に規定する旧定率法

2) 平成19年4月1日以降に取得したもの

法人税法に規定する定率法

なお、主な耐用年数は以下のとおりです。

建物： 3～47年

器具備品： 4～8年

- ② 無形固定資産(リース資産は除く)
- 1) 市場販売目的のソフトウェア  
見込販売収益に基づく償却額と残存有効期間(3年以内)に基づく均等配分額とを比較し、いずれか大きい額を計上しております。
  - 2) 自社利用のソフトウェア  
社内における利用可能期間(3~5年)に基づいて定額法によっております。
  - 3) 知的財産権  
3年間の定額法によっております。
  - 4) その他の無形固定資産  
定額法によっております。
- ③ リース資産  
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産については、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
- ④ 長期前払費用  
定額法
- (3) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準  
外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。  
なお、在外支店の資産及び負債は決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
- (4) 引当金の計上基準
- ① 貸倒引当金  
債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
  - ② 賞与引当金  
従業員の賞与支払に備えるため、会社が算定した支給見込額の当期負担額を計上しております。
  - ③ 受注損失引当金  
ソフトウェアの請負契約における将来の損失に備えるため、将来の損失が確実に見込まれ、かつ、当該損失額を合理的に見積ることが可能なものについて、将来の損失発生見込額を計上しております。

④ 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、退職給付会計に関する実務指針（中間報告）（日本公認会計士協会 会計制度委員会報告第13号）に定める簡便法（期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法）により、計上しております。

(5) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

(6) 会計方針の変更

（棚卸資産の評価に関する会計基準の適用）

当事業年度より、「棚卸資産評価に関する会計基準」（企業会計基準委員会 平成18年7月5日公表分 企業会計基準第9号）が適用されたことに伴い、貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切り下げの方法により算定しております。

これによる損益への影響はありません。

（リース取引に関する会計基準の適用）

所有権移転外ファイナンス・リース取引については、従来、賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっておりましたが、「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準第13号（平成5年6月17日（企業会計審議会第一部会）平成19年3月30日改正））が、平成20年4月1日以降開始する事業年度に係る財務諸表から適用となったことに伴い、当事業年度からこれらの会計基準等を適用し、通常の売買取引に係る会計処理によっております。

なお、リース取引開始日が適用初年度開始前の所有権移転外ファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

これによる損益への影響はありません。

(7) 表示方法の変更

前事業年度まで区分掲記しておりました「有価証券利息」（当事業年度は1千円）は、営業外収益の総額の100分の10以下となったため、営業外収益の「その他」に含めて表示しております。

## 2. 貸借対照表に関する注記

### (1) 担保提供資産

担保に供している資産

|       |             |
|-------|-------------|
| 土地    | 1,563,534千円 |
| 建設仮勘定 | 2,365,119千円 |
| 計     | 3,928,653千円 |

上記に対する担保付債務

|                |             |
|----------------|-------------|
| 一年以内返済予定の長期借入金 | 252,000千円   |
| 長期借入金          | 2,038,000千円 |
| 計              | 2,290,000千円 |

(2) 有形固定資産の減価償却累計額 1,057,285千円

(3) 関係会社に対する金銭債権、債務（区分表示しているものを除く。）は次のとおりであります。

|          |             |
|----------|-------------|
| ① 短期金銭債権 | 448,479千円   |
| ② 長期金銭債権 | 1,032,272千円 |
| ③ 短期金銭債務 | 887,189千円   |

## 3. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

|              |             |
|--------------|-------------|
| ① 売上高        | 284,840千円   |
| ② 営業費用       | 7,755,640千円 |
| ③ 営業取引以外の取引高 | 1,468千円     |

## 4. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

| 株 式 の 種 類 | 前事業年度末の株式数 | 当事業年度増加株式数 | 当事業年度減少株式数 | 当事業年度末の株式数 |
|-----------|------------|------------|------------|------------|
| 普 通 株 式   | 11株        | —          | —          | 11株        |



## 5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(千円)

|                  |             |
|------------------|-------------|
| 繰延税金資産           |             |
| 貸倒引当金損金算入限度超過額   | 471,204     |
| 賞与引当金否認額         | 93,829      |
| 退職給付引当金否認額       | 76,958      |
| 減価償却費限度超過額       | 571,555     |
| 投資有価証券等評価損否認 (注) | 12,953,598  |
| 未払事業税            | 105,740     |
| 一括償却資産償却限度超過額    | 30,408      |
| 売上原価否認額          | 221,045     |
| 受注損失引当金否認額       | 490,526     |
| 製品不具合対策費用        | 213,675     |
| 未払費用否認           | 53,765      |
| 土地減損損失           | 22,592      |
| その他              | 63,458      |
| 繰延税金資産小計         | 15,368,359  |
| 評価性引当額           | △13,583,430 |
| 繰延税金資産合計         | 1,784,929   |
| 繰延税金負債           |             |
| その他有価証券評価差額金     | 37,437      |
| 繰延税金負債合計         | 37,437      |
| 繰延税金資産の純額        | 1,747,491   |

(注) 関係会社株式評価損否認等 12,768,323千円を含んでおります。

## 6. 関連当事者との取引に関する注記

### (1) 親会社及び法人主要株主等

| 属性     | 会社等の名称           | 議決権等の所有(被所有)割合 | 関連当事者との関係 | 取引の内容            | 取引金額(千円)   | 科目  | 期末残高(千円)  |
|--------|------------------|----------------|-----------|------------------|------------|-----|-----------|
| 法人主要株主 | 株式会社エス・ティ・ティ・ドコモ | 被所有<br>11.61%  | 得意先       | 受託開発及びロイヤリティーの販売 | 17,569,240 | 売掛金 | 2,857,853 |

(注) 受託開発及びロイヤリティーの販売につきましては、市場価格を勘案して一般取引条件と同様に決定しております。

### (2) 子会社及び関連会社等

| 属性  | 会社等の名称           | 議決権等の所有(被所有)割合 | 関連当事者との関係      | 取引の内容 | 取引金額(千円) | 科目      | 期末残高(千円) |
|-----|------------------|----------------|----------------|-------|----------|---------|----------|
| 子会社 | 株式会社アクセス・パブリッシング | 所有<br>100.0%   | 役員の派遣<br>資金の貸付 | 資金の貸付 | 700,000  | 破産更生債権等 | 700,000  |

(注) 貸付金につきましては、無利息としており担保は受け入れておりません。  
なお、当該貸付金に関しては、全額貸倒引当金を計上しております。

## 7. 1株当たり情報に関する注記

- |                |             |
|----------------|-------------|
| (1) 1株当たり純資産額  | 101,889円90銭 |
| (2) 1株当たり当期純損失 | 9,007円41銭   |

## 8. その他の注記

該当事項はありません。

# 連結計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

平成22年3月11日

株式会社ACCESS

取締役会 御中

### あずさ監査法人

指定社員 公認会計士 浜田 康 ㊞  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 井指亮一 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ACCESSの平成21年2月1日から平成22年1月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。この連結計算書類の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ACCESS及び連結子会社から成る企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 計算書類に係る会計監査報告

### 独立監査人の監査報告書

平成22年3月11日

株式会社ACCESS

取締役会 御中

#### あずさ監査法人

指定社員 公認会計士 浜田 康 ㊞  
業務執行社員

指定社員 公認会計士 井指 亮一 ㊞  
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ACCESSの平成21年2月1日から平成22年1月31日までの第26期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。この計算書類及びその附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成21年2月1日から平成22年1月31日までの第26期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、当期の監査方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当期の監査方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び必ずさ監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別損益記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人あずさ監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成22年 3月12日

|                          |             |         |
|--------------------------|-------------|---------|
| 株 式 会 社                  | A C C E S S | 監 査 役 会 |
| 常 勤 監 査 役                | 中 江         | 隆 耀 ㊟   |
| 常 勤 監 査 役<br>(社 外 監 査 役) | 山 本         | 隆 臣 ㊟   |
| 社 外 監 査 役                | 古 川         | 雅 一 ㊟   |

以 上

# 株主総会参考書類

## 第1号議案 剰余金の処分の件

### 1. 期末配当に関する事項

当社は、株主の皆様への利益還元を経営上の重要課題と位置付けており、内部留保の充実等に留意しつつ、事業展開の状況と各期の経営成績を総合的に勘案して、安定的な利益還元を行うことを基本方針としてまいります。

当期の期末配当につきましては、関係会社株式評価損を計上したことにより単体の当期業績が損失計上のやむなきに至り、かつ当社を取りまく経営環境は今後も厳しい状況が予想されるところであります。株主の皆様の長年のご支援に благодарのため、その他資本剰余金を原資として、以下のとおりといたしたいと存じます。

#### (1) 配当財産の種類

金銭といたします。

#### (2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金500円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は、195,860,000円となります。

#### (3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成22年4月28日といたしたいと存じます。

### 2. 剰余金の処分に関する事項

その他資本剰余金により繰越利益剰余金を欠損補填するものであり、増加及び減少する剰余金の項目とその額は次のとおりであります。

#### (1) 増加する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 2,608,533,438円

#### (2) 減少する剰余金の項目及びその額

その他資本剰余金 2,608,533,438円

## 第2号議案 故代表取締役会長荒川亨氏に対する弔慰金贈呈の件

平成21年10月23日に逝去されました故代表取締役会長荒川亨氏は、当社創業者として25年の永きにわたり、代表取締役社長及び代表取締役会長を歴任され、その絶大なる尽力により、当社の発展に多大な貢献をされました。

つきましては、その在任中の功労に報いるため、弔慰金として1億5千万円を贈呈いたしたいと存じます。

なお、その贈呈の時期、方法等につきましては、取締役会にご一願いたいと存じます。

略歴は次のとおりであります。

| 氏名   | 略歴                                                                                                                              |
|------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 荒川 亨 | 昭和54年4月 個人事務所「荒川設計事務所」創業<br>昭和59年2月 有限会社アクセス代表取締役社長<br>平成8年11月 当社代表取締役社長<br>平成21年2月 当社代表取締役<br>平成21年4月 当社代表取締役会長<br>平成21年10月 逝去 |



### 第3号議案 ストックオプションとして新株予約権を発行する件

当社及び当社子会社の取締役、監査役及び従業員の当社に対する経営参画意識を高め、業績向上に対する意欲や士気を喚起することを目的として、また、当社顧問及び当社子会社顧問に対する報酬の一部とすることを目的として、会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、下記の要領により、新株予約権を発行すること、及びかかる新株予約権の募集事項の決定を当社取締役会に委任することについてのご承認をお願いするものであります。

また、これに関連して、当社取締役に対する金銭以外の報酬等の内容につき、ご承認をお願いするものであります。

#### (新株予約権の発行要領)

##### 1. 新株予約権の割当ての対象者

当社及び当社子会社の取締役、監査役及び従業員、経営方針等に関し顧問契約に基づき当社又は当社子会社に助言する当社顧問及び当社子会社顧問（以下、「対象者」と総称する。）

##### 2. 新株予約権の数の上限

1,900個を上限とする。

##### 3. 新株予約権と引換えに払い込む金銭

新株予約権と引換えに金銭の払込みを要しないものとする。

##### 4. 新株予約権の内容

###### (1) 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）は1株とする。

なお、新株予約権の目的である株式の総数は当社普通株式1,900株を上限とし、下記により付与株式数が調整される場合には、調整後付与株式数に上記2.に記載の新株予約権の上限数を乗じた数を上限とする。

また、本総会終結後に当社が株式の分割（無償割当てを含む。）又は併合を行う場合、付与株式数は次の算式により調整されるものとする。

$$\text{調整後付与株式数} = \text{調整前付与株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記の他、本総会終結後に、下記(2)に定める行使価額（以下に定義する。）の調整事由が生じた場合にも、各新株予約権につき、調整後付与株式数に調整後行使価額を乗じた額が調整前付与株式数に調整前行使価額を乗じた額と同額となるよう、付与株式数は適切に調整されるものとする。

なお、調整の結果生じる1株未満の端数は切り捨てるものとする。ただし、かかる調整により付与株式数が0となる場合には、かかる調整は行わないものとする。また、これらの端数処理については、その後に生じた付与株式数の調整事由に基づく付与株式数の調整にあたり、かかる端数を調整前付与株式数に適切に反映した上で、調整後付与株式数を算出するものとする。

## (2) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下、「行使価額」という。）に付与株式数を乗じて得られる額とする。

行使価額は、新株予約権の割当日の属する月の前月の各日（終値のない日を除く。以下、「当初行使価額計算期間」という。）における東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（気配表示を含む。以下同じ。）の平均値に1.05を乗じた価額とし、これにより生じた1円未満の端数はこれを切り上げる。ただし、その価額が新株予約権の割当日の前日の終値（終値がない場合は、その日に先立つ直近日における終値）を下回る場合は、新株予約権の割当日の前日の終値とする。なお、当初行使価額計算期間内又は新株予約権の割当日の前日に下記に定める行使価額の調整事由が生じた場合には、当初の行使価額は下記に定める行使価額の調整の趣旨を必要かつ合理的な範囲内で考慮した上で、当社が適当と判断する値に決定される。

新株予約権の割当日後に当社が株式の分割（無償割当てを含む。）又は併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

上記の他、新株予約権の割当日後に、当社が他社と合併する場合、会社分割を行う場合、資本金の額の減少を行う場合、その他これらの場合に準じ、行使価額

の調整を必要とする場合には、必要かつ合理的な範囲で、行使価額は適切に調整されるものとする。

(3) 新株予約権の権利行使期間

新株予約権の割当日に始まり新株予約権の募集事項の決定にかかる取締役会決議日から10年を経過する日までの期間とする。ただし、行使期間の最終日が当社の休業日に当たるときはその前営業日を最終日とする。

(4) 新株予約権の行使の条件

① 各新株予約権の一部行使はできないものとする。

② その他の権利行使の条件は、当社取締役会において決定するものとする。

(5) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

① 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。

② 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①に記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(6) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。

(7) 新株予約権の取得条項

取得条項は定めない。

(8) 株式交換又は株式移転を行う場合の完全親会社の新株予約権の交付及びその条件

当社が完全子会社となる株式交換又は株式移転を行う場合には、株式交換又は株式移転の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、株式交換により当社の発行済株式の全部を取得する株式会社又は株式移転により設立する株式会社（以下、「完全親会社」と総称する。）の新株予約権を以下の条件により交付するものとする。

- ① 交付する完全親会社の新株予約権の数  
残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- ② 新株予約権の目的である株式の種類  
完全親会社の普通株式
- ③ 新株予約権の目的である株式の数  
上記(1)に記載の株式の数（調整がなされた場合には調整後の株式の数）に、株式交換又は株式移転の際に当社株式1株に対して割り当てられる完全親会社の株式の数（以下、「割当比率」という。）を乗じて計算し、1株未満の端数はこれを切り捨てる。
- ④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額（承継後行使価額）

$$\text{承継後行使価額} = \text{承継前行使価額} \times \frac{1}{\text{割当比率}}$$

- ⑤ 新株予約権の権利行使期間  
株式交換又は株式移転の効力発生日より上記(3)に定める期間の満了日までとする。
  - ⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項  
上記(5)に準じて決定する。
  - ⑦ 権利行使の条件及び取得条項  
上記(4)及び(7)に準じて決定する。
  - ⑧ 譲渡による新株予約権の取得の制限  
譲渡による新株予約権の取得については、完全親会社の取締役会の承認を要するものとする。
- (9) 新株予約権の割当方法  
各対象者に対する新株予約権の割当では、本総会決議日から1年以内に実施するものとし、当社取締役会が上記新株予約権発行の目的を達成するために必要と認める条件を定める新株予約権割当契約を各対象者との間で締結し、これに基づいて行うものとする。なお、米国カリフォルニア州在住の対象者については、以下を骨子とする条件を新株予約権割当契約に定めることとする。

- ① 新株予約権の譲渡制限  
遺言又は遺産分割の場合を除き、新株予約権を譲渡することはできない。

② 退任又は退職の場合の取扱い

権利行使期間中に退任又は退職した対象者は、法令又は割当契約に定める有責事由により解任又は解雇された場合を除き、かかる退任又は退職後30日間を下らない期間中、新株予約権を行使することができる。対象者が死亡又は就業不能により退任又は退職した場合は、かかる退任又は退職後6か月以上の期間中、新株予約権を行使することができる。

③ 財務諸表の交付

当社は、対象者に対し、毎年、当社の財務諸表を交付するものとする。

(取締役の金銭以外の報酬等の内容)

従来のストックオプションの付与状況その他諸般の事情を考慮し、当社取締役9名（うち社外取締役3名）に対し、金銭以外の報酬の供与として、上記の要領により発行する新株予約権のうち上限総数500個（うち社外取締役分は上限総数250個）を付与するものとする。

なお、上記新株予約権の付与については、当社取締役に対して供与される他の報酬と合わせて、平成8年11月1日開催の有限会社アクセス（現当社）臨時社員総会において承認を受けた取締役報酬総額の範囲内（年額5億円以内）で行うものとする。

#### 第4号議案 当社株式の大規模な買付行為に関する対応方針継続の件

当社は、平成19年4月24日に開催の当社第23回定時株主総会において、株主の皆様のご承認をいただいた上で、有効期間を平成22年1月31日に終了する事業年度に係る定時株主総会の終結時までとする「当社株式の大規模な買付行為に関する対応方針」（以下、「本方針」といいます。）を導入いたしました。

その後も当社取締役会は、買収防衛策をめぐる諸々の動向を踏まえ、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させるための取組みとして、本方針について更に検討を進めてまいりました。

その結果、当社は、平成22年3月15日に開催された取締役会において、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（以下、「基本方針」といいます。なお、同取締役会において基本方針を一部改定することを併せて決議しております。）に照らして、不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、本定時株主総会における株主の皆様のご承認が得られることを条件に、関係法令の改正等に併い一部改定した上で、本方針を継続することを決定し、同日付でその旨適時開示いたしました。

本方針は、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させることを目的とするものであり、大規模買付者に対して、大規模買付行為の目的や内容、買付価格の算定根拠、大規模買付行為後の経営方針等の情報提供と適切な評価期間を要請することにより、株主の皆様が当該買付行為に応じるかどうかを適切に判断していただくため、一定のルールを定めるものであります。従って、本方針は、大規模買付行為そのものを阻止するものでも、大規模買付行為に応じるか否かの判断の機会を株主の皆様から奪うものでもありません。

なお、本方針において、「大規模買付行為」とは、特定株主グループ（注1）の議決権割合（注2）を20%以上とすることを目的とする当社株式の買付行為、又は結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株式の買付行為（いずれについてもあらかじめ当社取締役会が同意したものを除きます。）を意味し、「大規模買付者」とは、大規模買付行為を行う者を意味します。

注1：特定株主グループとは、（i）当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。）の保有者（同法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。）及びその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされ

る者を含みます。)、又は(ii)当社の株券等(同法第27条の2第1項に規定する株券等を含みます。))の買付け等(同法第27条の2第1項に規定する買付け等を含み、取引所金融商品市場において行われるものを含みます。))を行う者及びその特別関係者(同法第27条の2第7項に規定する特別関係者を含みます。))を意味します。

注2:議決権割合とは、(i)特定株主グループが、注1の(i)の記載に該当する場合は、当社の株券等の保有者の株券等保有割合(金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合を含みます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数(同項に規定する保有株券等の数を含みます。))も計算上考慮されるものとします。)、又は(ii)特定株主グループが、注1の(ii)の記載に該当する場合は、当社の株券等の買付け等を行う者及びその特別関係者の株券等所有割合(同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合を含みます。))の合計を含みます。議決権割合の算出に当たっては、総議決権(同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。))及び発行済株式の総数(同法第27条の23第4項に規定するものをいいます。))は、有価証券報告書、四半期報告書及び自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができます。

本方針の継続及びそれに基づく対抗措置の発動については、株主の皆様にも一定の影響を与えかねません。そこで、当社は、本方針を継続するに当たり、株主の皆様の判断を仰ぐことが適切と考え、本議案において株主の皆様のご承認をお願いするものであります。なお、本方針の継続については、社外監査役2名を含む当社監査役3名のいずれもが、具体的運用が適正に行われることを条件として賛成する旨の意見を述べております。一部改定後の本方針の詳細については別紙をご参照ください。

なお、会社法、金融商品取引法並びにそれらに関する政令、内閣府令及び省令等の関係法令並びに金融商品取引所の規則等(以下、総称して「法令等」といいます。))に改正(法令名の変更や旧法令等を継承する新法令等の制令を含みます。))があり、これらが施行された場合には、当社取締役会において、当該改正の趣旨を考慮の上、本方針において引用する法令等の各条項及び用語の意義等を適宜合理的な範囲内で読み替えることができます。

(別紙)

## I. 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社は、自ら生み出した技術で社会（産業・文化）を変革させ、社会に貢献し責任を果たすことを経営理念として、コンピュータの分野をはじめ、先進技術を企画・研究・開発し、その成果を製品・技術・サービスとして世に送り出すことで、一般消費者をはじめとするユーザーの生活の向上に貢献し、社会的責任を果たすべく日々事業活動を行っております。

これまでのこうした活動により、当社は、日本国内はもとより海外においても多くの支持を受けることができ、主要な通信事業者やメーカーといった顧客に恵まれております。このような活動を継続し、さらに幅広い顧客に当社の製品・技術・サービスを提供していくことが、当社の企業価値・株主共同の利益を確保し、向上させることにつながるものと考えております。

そこで、当社の事業やビジネス・モデルに関する理解が十分でない者による当社に対する大規模な買付行為により、当社の顧客・取引先等を含む重要なステークホルダーとの関係が崩壊し、当社の企業価値・株主共同の利益が毀損されることがないように、当社株式の大規模買付行為に関するルール（以下、「大規模買付ルール」といいます。）を設定し、大規模買付者に対して大規模買付ルールの遵守を求めることとしております。大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合、及び大規模買付行為が当社株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、当社取締役会として一定の措置を講じる方針です。

## II. 基本方針の実現に資する具体的な取組み

### 1. 中期経営計画による企業価値・株主共同の利益の確保・向上

当社の企業価値は、新規技術ノウハウの蓄積、幅広い顧客・取引先との長期安定的な取引関係の維持・発展、優秀な従業員の確保等、多くの要因によって支えられています。中でも、当社は、顧客との継続的な取引関係が、当社の企業価値を維持し、向上させる上で特に重要と考えております。そして、このような取引関係を維持するためには、継続的な研究開発投資に基づき顧客に対して新規製品・技術を提供し続けることが重要であり、また、顧客との関係において、当社が過度に特定企業へ取引上の依存度を高めたり、過度に特定企業との資本的な



結びつきを深めたりすることを回避し、業界内において中立的な立場を堅持することが期待されております。このような考えに基づき、これまで当社では、将来的な製品・技術市場動向を的確に把握するよう努めつつ、中期経営計画を策定してその実現に邁進するとともに、さらに技術ポートフォリオを拡充すべく友好的に企業買収も行ってまいりました。当社は、これらの企業価値・株主共同の利益を支える要因の一つ一つを維持し、さらに強化していくように、これからも努めてまいります。

## 2. コーポレートガバナンスの強化による企業価値・株主共同の利益の確保・向上

当社は、取締役及び監査役制度を中心としてコーポレートガバナンスの充実を図り、経営の効率性、健全性及び透明性を確保していく所存であります。また、企業の持続的な発展のためには、企業利益の追求と社会的責任を果たすことが重要であると考え、株主の皆様を含めたすべてのステークホルダーとの円滑な関係構築を目指し、企業価値・株主共同の利益の確保・向上に努めて参ります。

## Ⅲ. 基本方針に照らして、不適切な者によって当社の財務及び事業の方針が決定されることを防止するための取組み

### 1. 当社株式の大規模な買付行為に関する対応方針の基本的な考え方

上記Ⅰ. の基本方針に照らして、大規模な買付行為がなされた場合、これに応じるかどうかは、買付けへの応募を通じ、最終的には当社株主の皆様への判断に委ねられるべきものであると考えます。しかし、当社の事業やビジネス・モデルに関する理解が十分でない者による当社に対する大規模な買付行為が行われた場合、当社の顧客・取引先等を含む重要なステークホルダーとの関係が崩壊し、当社の企業価値・株主共同の利益が毀損されかねません。そこで、当社は、大規模な買付行為が行われた場合、当該買付行為が当社の企業価値・株主共同の利益に資するものであるかどうか、株主の皆様へ適切にご判断いただき、提案に応じるか否かを決定していただくためには、買付者及び当社取締役会の双方から適切かつ十分な情報が提供され、検討のための十分な期間が確保されることが不可欠であると考えます。さらに、当社株式を引き続き保有することを考える株主の皆様にとっても、大規模な買付行為が当社に与える影響や、当社の顧客、取引先、従業員その他のステークホルダーとの関係についての方針を含む、買付者の当社経営への参画時における経営方針、事業計画等の内容等の情報は、継続保有を検討する

際の重要な判断材料となります。また、当社取締役会が大規模な買付行為に対する意見を開示し、必要に応じて代替案を提示することにより、当該株主の皆様は、双方の方針、意見等を比較考量することで、大規模な買付行為に応じるかどうかを適切に判断することが可能になります。

## 2. 本方針の内容

当社取締役会は、このような基本的な考え方に立ち、大規模買付行為が行われる場合には、大規模買付者に対し、以下に定める「大規模買付ルール」を遵守していただくこととし、大規模買付者がこれを遵守しない場合、及び大規模買付行為が当社株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、当社取締役会として一定の措置を講じることにしました。

なお、当社株式の保有状況の概要は、資料1に記載のとおりです。現時点において、当社役員及びその関係者の当社株式における保有比率は約39.3%以上となっておりますが、各々の株主の事情により当社株式の相続、譲渡その他の処分がなされた場合に、当社の株主構成に大きな変化が生じる可能性も否定できません。また、当社の更なる成長及び発展のため、将来資金調達を資本市場に求める可能性も否定できません。この場合には、流通する株式の増加とともに、それら株主の株式保有比率が低下することも予想され、当社の企業価値及び株主共同の利益に反する大規模買付行為が行われる可能性も否定できないものであります。そこで、当該買付行為が当社の企業価値・株主共同の利益に資するものかを適切にご判断いただくために本方針を継続することにいたしました。また、当社は、本方針の決定時において、具体的大規模な買付行為の提案を受けているわけではありません。

## 3. 大規模買付ルールの設定

当社取締役会としては、大規模買付行為は、以下に定める大規模買付ルールに従って行われることが、当社株主共同の利益に合致すると考えます。この大規模買付ルールとは、①事前に大規模買付者から当社取締役会に対して十分な情報が提供され、②当社取締役会による一定の評価期間が経過した後に大規模買付行為を開始する、というものです。

具体的には、まず、大規模買付者には、当社取締役会に対して、当社株主の皆様への判断及び取締役会としての意見形成のために十分な情報（以下、「大規模買付情報」といいます。）を提供していただきます。その一般的な項目は資料2に記載のとおりです。

大規模買付情報の具体的内容は、大規模買付行為の内容によって異なることもあり得るため、大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、まず当社宛に、大規模買付ルールに従う旨の意向表明書をご提出いただくこととします。意向表明書には、大規模買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先及び提案する大規模買付行為の概要を明示していただきます。当社は、この意向表明書の受領後10営業日以内に、大規模買付者から当初提供していただくべき大規模買付情報のリストを大規模買付者に交付します。なお、資料2に記載されている項目は例示であり、これらに限定されるものではなく、また、当初提供していただいた情報だけでは大規模買付情報として不足していると考えられる場合、十分な大規模買付情報が揃うまで追加的に情報提供をしていただくことがあります。大規模買付行為の提案があった事実及び当社取締役会に提供された大規模買付情報は、当社株主の皆様への判断のために必要であると認められる場合には、適切と判断する時点で、その全部又は一部を開示します。また、当社取締役会は、独立委員会に対して大規模買付情報を提供し、その評価・検討を依頼します。

次に、大規模買付行為の評価等の難易度に応じ、大規模買付情報の提供が完了した後、60日間（対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社全株式の買付けの場合）又は90日間（その他の大規模買付行為の場合）を、取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間（以下、「取締役会評価期間」といいます。）とします。ただし、当社取締役会は、当社取締役会が必要と認める場合に最大30日間に限り、取締役会評価期間を延長できるものとします。取締役会評価期間の延長を行う場合には、当社取締役会は、延長される日数及び延長の理由を大規模買付者に通知するとともに株主の皆様へ公表いたします。従って、大規模買付行為は、取締役会評価期間の経過後にのみ開始されるものとします。

当社取締役会は、取締役会評価期間中、外部専門家の助言を受けながら、提供された大規模買付情報を十分に評価・検討し、取締役会としての意見をとりまとめ、開示します。また、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会として株主の皆様へ代替案を提示することもあります。

#### 4. 大規模買付行為がなされた場合の対応方針

##### (1) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者が意向表明書を提出しない場合、大規模買付者が大規模買付ルールに従った十分な情報提供を行わない場合、大規模買付者が取締役会評価期間の経過前に大規模買付行為を開始する場合、その他大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合には、当社取締役会は、当社株主共同の利益の保護を目的として、新株予約権の無償割当て等、会社法その他の法律及び当社定款が取締役会の権限として認める措置をとり、大規模買付行為に対抗することがあります。

具体的な対抗措置については、その時点で必要かつ相当と認められるものを選択することとなります。具体的対抗措置として株主割当てにより新株予約権を発行する場合の概要は、原則として資料3に記載のとおりとします。なお、新株予約権を発行する場合には、対抗措置としての効果を勘案した行使期間及び行使条件を設けることがあります。

今回の大規模買付ルールの設定及びそのルールが遵守されなかった場合の対抗措置は、当社株主共同の利益を保護するための相当かつ適切な対応であると考えていますが、他方、このような対抗措置により、結果的に、大規模買付ルールを遵守しない大規模買付者に経済的損害を含む何らかの不利益を発生させる可能性があります。従って、大規模買付ルールを無視して大規模買付行為を開始することのないように予め注意を喚起いたします。

##### (2) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

大規模買付ルールは、当社の経営に影響力を持ち得る規模の当社株式の買付行為について、当社株主共同の利益を保護するという観点から、株主の皆様に対し、このような買付行為を受け入れるかどうかの判断のために必要な情報や、現に経営を担っている当社取締役会の評価意見を提供し、さらには、代替案の提示を受ける機会を保証することを目的とするものです。大規模買付ルールが遵守されている場合、原則として、当社取締役会の判断のみで大規模買付行為を阻止するために対抗措置をとるようなことは行わず、大規模買付行為に応じるかどうかは、大規模買付情報や当社が提示する大規模買付行為に対する意見、代替案等をご検討の上、当社株主の皆様においてご判断いただくこととなります。

しかしながら、例外的に、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守していても、当社取締役会において、弁護士、財務アドバイザーなどの外部専門家の意見も参考にし、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で、大規模買付行為が当社株主共

同の利益を著しく損なう場合であると判断したときには、適時適切な開示を行った上、上記4. (1)で述べた大規模買付行為に対する対抗措置をとることがあります。具体的には、以下の類型に該当すると認められる場合には、原則として、当社株主共同の利益を著しく損なう場合に該当するものと考えます。

(i) 大規模買付行為が次のいずれかに該当する場合

- ① 株式を買い占め、その株式について会社側に対して高値で買取りを要求する行為
- ② 会社を一時的に支配して、会社の重要な資産等を廉価に取得する等会社の犠牲の下に買収者の利益を実現する経営を行うような行為
- ③ 会社の資産を買収者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する行為
- ④ 会社経営を一時的に支配して会社の事業に当面関係していない高額資産等を処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるか、一時的な高配当による株価の急上昇の機会をねらって高値で売り抜ける行為

(ii) 強圧的二段階買収（最初の買付けで全株式の買付けを勧誘することなく、二段階目買付け条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付けを行うことをいいます。）など、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがある買収行為を行う場合

(3) 対抗措置発動後の中止

当社取締役会は、本方針に従い対抗措置をとることを決定した後でも、①大規模買付者が大規模買付行為を中止した場合や、②対抗措置をとる旨の決定の前提となった事実関係等に変動が生じ、当社株主共同の利益を著しく損なわないと判断される場合には、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で、対抗措置の発動の中止を決定することがあります。

(4) 独立委員会の設置及び役割

本方針において、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守したか否か、当社株主共同の利益を著しく損なう場合に該当するかどうか、そして大規模買付行為に対し対抗措置をとるか否か及び発動を中止するかの判断にあたっては、取締役会の判断の客観性、公正性及び合理性を担保するため、当社は、取締役会から独立した組織として、独立委員会を設置し、かかる事項の評価・検討・審議を諮問することとし、当社取締役会はその勧告を最大限尊重するものとします。独立委員会の委員は5名以内とし、当社の経営陣から独立している社外取締役、社外監査

役及び社外有識者を対象として選任するものとします。なお、独立委員会の概要は、資料4に記載のとおりです。また、本方針継続時の独立委員会委員の氏名及び略歴は、資料5に記載のとおりです。

独立委員会は、当社の費用で、当社経営陣から独立した第三者（財務アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む。）の助言を得たり、大規模買付者、当社経営陣、当社の取引先及び従業員等から必要な情報を収集したり、当社経営陣と大規模買付者との交渉の場を設けるなどした上、取締役会から諮問を受けた事項について審議・決議し、その決議の内容に基づいて、当社取締役会に対し勧告を行います。また、独立委員会は、必要と判断した場合には、株主の皆様に対し、大規模買付者から提出された意向表明書、大規模買付者から提供された大規模買付情報、大規模買付行為に対する当社経営陣の意見その他独立委員会が適切と判断する事項について、速やかに開示することができるものとします。

#### 5. 当社株主の皆様・投資家の皆様に与える影響等

対抗措置の発動によって、当社株主の皆様（大規模買付者を除きます。）が経済面や権利面で損失を被るような事態は想定しておりません。当社取締役会が具体的対抗措置をとることを決定した場合には、法令及び金融商品取引所規則に従って、適時適切な開示を行います。

対抗措置として考えられるもののうち、新株予約権の無償割当てを行う場合には、当社取締役会で別途定めて公告する基準日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有株式数に応じて新株予約権が割り当てられますので、株主の皆様が新株予約権の割当てを受けるためには、当該基準日における最終の株主名簿に記録されている必要があります。また、新株予約権の発行を行う場合には、所定の期間内に申込みをしていただくことも必要となります。さらに、新株予約権を行使して株式を取得するためには、所定の期間内に一定の金額の払込みを完了していただく必要があります。ただし、当社が新株予約権を当社株式と引換えに取得できる旨の取得条項に従い新株予約権の取得を行う場合には、当社取締役会が当該取得の対象とした新株予約権を保有する株主の皆様は、金銭の払込みを要することなく、当社による新株予約権取得の対価として、当社株式の交付を受けることができます。これらの手続きの詳細につきましては、実際に新株予約権を発行又は取得することとなった際に、法令及び東京証券取引所規則に基づき別途お知らせいたします。

なお、いったん新株予約権の発行又は無償割当てを決議した場合であっても、当社は、上記４．(3)に従い、新株予約権の割当日又は無償割当ての効力発生日までに新株予約権の発行もしくは無償割当てを中止し、又は新株予約権の割当日もしくは無償割当ての効力発生日後新株予約権の行使期間の初日の前日までに新株予約権を無償にて取得する場合があります。これらの場合には、1株当たりの株式の価値の希釈化は生じませんので、当社株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った投資家の方は、株価の変動により損害を被るおそれがあります。

#### 6. 大規模買付ルールの有効期限

本方針の有効期限は、平成25年1月31日に終了する事業年度に係る定時株主総会の終結時までとします。

なお、当社取締役会は、上記有効期限の満了前であっても、本方針の廃止又は修正を行うことがあります。その場合、当社取締役会は、速やかに情報開示を行います。

### IV. 本方針についての取締役会の判断及びその判断に係る理由

当社は、本方針が上記Ⅰ．に記載の基本方針に沿うものであり、以下の理由から、当社の企業価値・株主共同の利益を損なうものではなく、また、当社役員の地位の維持を目的とするものではないと判断しております。

#### (1) 本方針が基本方針に沿うものであること

当社は、本方針において以下の点を明記しており、本方針が上記Ⅰの基本方針に沿って設計されたものであると考えております。

- ① 大規模買付者が大規模買付行為に関する必要かつ十分な情報を当社取締役会に事前に提供すること、及び当社取締役会の評価期間が経過した後のみ当該買付行為を開始することを求め、これを遵守しない大規模買付者に対して当社取締役会が対抗措置を講じることがあること。
- ② 大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、当社の企業価値・株主共同の利益を著しく損なうような不適切な大規模買付行為が行われる場合には、それに対して相当の対抗措置を発動することがあること。

(2) 本方針が当社の株主共同の利益を損なうものではないこと

本方針は、上記Ⅰ．に記載の基本方針の考え方ならびに平成17年5月27日に経済産業省及び法務省から公表された「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」による三原則（企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則）、平成20年6月30日に経済産業省に設置された企業価値研究会により公表された「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」及び東京証券取引所有価証券上場規程第440条に定められた買収防衛策導入時の尊重義務（開示の十分性、透明性、流通市場への影響、株主の権利の尊重）に沿って、当社株主の皆様が大量買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や当社取締役会の代替案の提示を受ける機会の提供をルール化しております。これにより、当社株主及び投資家の皆様は適切な投資判断を行うことができますので、本方針が、当社の企業価値・株主共同の利益を損なうものではなく、むしろその利益に資するものと考えます。

(3) 本方針が当社役員の地位の維持を目的とするものではないこと

本方針において、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守したか否か、当社株主共同の利益を著しく損なう場合に該当するかどうか、そして大規模買付行為に対し対抗措置をとるか否か及び発動を中止するかの判断にあたっては、取締役会の判断の客観性、公正性及び合理性を担保するため、当社は、取締役会から独立した組織として独立委員会を設置し、かかる事項の評価・検討・審議を諮問することとし、当社取締役会はその勧告を最大限尊重するものとし、独立委員会の委員は5名以内とし、当社の経営陣から独立している社外取締役、社外監査役及び社外有識者を対象として選任するものとしています。また、本方針の根本的な要素として、当社株主に必要な情報を提供することを目的とし、大規模買付行為が行われた場合、これに応じるかどうかは最終的には当社株主の皆様判断に委ねられております。以上により、本方針が当社役員の地位の維持を目的とするものではないことは明らかであると考えております。

また、本方針は当社の株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により廃止することができるものとされており、当社の株式を大量に買い付けた者が、当社株主総会で取締役を指名し、かかる取締役で構成される取締役会により本方針を廃止することが可能です。従って、本方針は、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお、発動を阻止することができない買収防衛策）ではありません。また、当社は期差任期制を採用していないため、本方針はスローハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。



(資料1)

当社株式の保有状況の概況 (平成22年1月31日現在)

1. 発行可能株式総数  
915,000株
2. 発行済株式の総数  
391,731株
3. 株主数  
26,337名
4. 大株主(上位10名)

| 順位 | 株主名                                                       | 株数      | 議決権比率  |
|----|-----------------------------------------------------------|---------|--------|
| 1  | 荒川 亨                                                      | 59,415株 | 15.17% |
| 2  | 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ                                          | 45,468株 | 11.61% |
| 3  | 鎌田 富久                                                     | 40,965株 | 10.46% |
| 4  | 有限会社 樹                                                    | 7,400株  | 1.89%  |
| 5  | 日本トラスティ・サービス信託銀行<br>株式会社(信託口)                             | 6,637株  | 1.69%  |
| 6  | モトローラ インク                                                 | 5,400株  | 1.38%  |
| 7  | 東京電力株式会社                                                  | 4,500株  | 1.15%  |
| 8  | 株式会社プレストシーブ                                               | 2,853株  | 0.73%  |
| 9  | ユービーエス エージー ロンドン アカウント<br>アイピービー セグリゲイテッド<br>クライアント アカウント | 2,810株  | 0.72%  |
| 10 | ドイチェ バンク アーゲー ロンドン<br>ビービー ノントリティー クライアント 613             | 2,682株  | 0.68%  |

- (注) 1. 議決権比率につきましては、小数点第2位未満を四捨五入して表示しております。
2. 大株主順位1位の荒川 亨氏(当社前代表取締役会長兼最高経営責任者(CEO))は、平成21年10月23日に逝去されましたが、現在遺産相続協議中のため、株主名簿上の名義で記載しております。
  3. 大株主順位3位の鎌田 富久氏は、当社代表取締役社長兼最高経営責任者(CEO)です。
  4. 大株主順位4位の有限会社 樹は、荒川 亨氏の資産管理会社です。

(資料 2)

## 大規模買付情報

1. 大規模買付者及びそのグループ（ファンドの場合は組合員その他の構成員を含む。）の情報
  - (1) 名称、資本関係、財務内容
  - (2) （大規模買付者が個人である場合は）国籍、職歴、当該買収提案者が経営、運営又は勤務していた会社又はその他の団体（以下、「法人」という。）の名称、主要な事業、住所、経営、運営又は勤務の始期及び終期
  - (3) （大規模買付者が法人である場合は）当該法人及び重要な子会社等について、主要な事業、設立国、ガバナンスの状況、過去3年間の資本及び長期借入の財務内容、当該法人又はその財産にかかる主な係争中の法的手続き、これまでに行った事業の概要、取締役、執行役等の役員の氏名（これらのうち、大規模買付者が開示しており、かつ一般に入手できるものについては、当該開示情報の入手方法を示すことにより、本号に基づく情報提供とすることができる。）
  - (4) （もしあれば）過去5年間の犯罪履歴（交通違反や同様の軽微な犯罪を除く。）、過去5年間の金融商品取引法、会社法（これらの改正前の法律及びこれらに類似する外国法を含む。）に関する違反等、その他コンプライアンス上の重要な問題点の有無
2. 大規模買付行為の目的、方法及びその内容（取得の対価の価額・種類、取得の時期、関連する取引の仕組み、取得の方法の適法性、取得の実現可能性を含む。）
3. 当社株式の取得の対価の算定根拠（算定の前提となる事実・仮定、算定方法、算定に用いた数値情報並びに取得に係る一連の取引により生じることが予想されるシナジー及びその算定根拠を含む。）
4. 大規模買付行為の資金の裏付け（資金の提供者（実質の提供者を含む。）の具体的な名称、調達方法、関連する取引の内容を含む。）
5. 大規模買付行為後の当社の経営方針、事業計画、資本政策及び配当政策
6. 大規模買付行為後における当社の従業員、取引先、顧客、地域社会その他の当社に係る利害関係者（ステークホルダー）に関する方針（特定の顧客、取引先との取引関係を終了させる計画があれば、その内容を含む。）
7. その他当社取締役会又は独立委員会が合理的に必要と判断して要請する情報

(資料 3)

## 新株予約権の概要

### 1. 新株予約権付与の対象となる株主及びその発行条件

取締役会で定める基準日における最終の株主名簿に記録された株主に対し、その所有株式（ただし、当社の有する当社普通株式を除く。）1株につき1個の割合で新株予約権を割り当てる。なお、株主に新株予約権の割当てを受ける権利を与えて募集新株予約権を引き受ける者の募集を行う場合と、新株予約権の無償割当てを行う場合とがある。

### 2. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権の目的となる株式の総数は、当社取締役会が基準日として定める日における当社発行可能株式総数から当社普通株式の発行済株式（当社の所有する当社普通株式を除く。）の総数を減じた株式数を上限とする。新株予約権1個当たりの目的である株式の数は当社取締役会が別途定める数とする。

### 3. 発行する新株予約権の総数

新株予約権の割当総数は、当社取締役会が基準日として定める日における当社発行可能株式総数から当社普通株式の発行済株式（当社の所有する当社普通株式を除く。）の総数を減じた株式の数を上限として、取締役会が定める数とする。取締役会は、割当総数がこの上限を超えない範囲で複数回にわたり新株予約権の割当てを行うことがある。

### 4. 各新株予約権の払込金額

無償とする。

### 5. 各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は1円以上で取締役会が定める額とする。

### 6. 新株予約権の譲渡制限

譲渡による新株予約権の取得については、取締役会の承認を要することとする。

### 7. 新株予約権の行使条件

大規模買付者を含む特定株主グループに属する者（当社の株券等を取得又は保有することが当社株主共同の利益に反しないと当社取締役会が認めたものを除く。）等に行使を認めないこと等を新株予約権行使の条件として定めることがある。詳細については、当社取締役会において別途定めるものとする。

### 8. 新株予約権の行使期間等

新株予約権の行使期間、取得条件その他必要な事項については、取締役会にて別途定めるものとする。なお、上記7.に記載の行使条件のため新株予約権の行使が認められない者以外の者が有する新株予約権を当社が取得し、新株予約権1個につき1株を交付することができる旨の条項を定めることがある。

(資料4)

## 独立委員会の概要

### 1. 構成

独立委員会は、当社取締役会から委嘱を受けた社外取締役、社外監査役、社外有識者から構成されるものとし、その委員となるためには、当社の経営陣から独立した地位を有することを要する。独立委員会の委員は、3名以上5名以内とし、取締役会の決議により選任するものとする。独立委員会の委員の任期は、平成25年1月31日に終了する事業年度に係る定時株主総会の終結時までとする。

### 2. 決議要件

独立委員会の決議は、独立委員会の委員の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行うものとする。

### 3. 決議事項

独立委員会は、以下の各号に掲げる事項について取締役会から諮問を受けた場合、当該各事項を検討、審議の上決定し、その決定内容をその理由とともに当社取締役会に勧告するものとする。なお、独立委員会の各委員は、こうした決定にあたっては、当社の企業価値、株主共同の利益に資するか否かの観点からのみ行うものとし、専ら自ら又は当社経営陣の利益を図ることを目的としてはならない。

- (1) 大規模買付ルールの対象となる大規模買付行為の存否
- (2) 大規模買付者が提供すべき情報の種類、範囲（追加提供の場合を含む）
- (3) 大規模買付者が提供した情報、大規模買付行為に対する当社経営陣の意見その他適切と判断する事項についての当社株主への開示の時期及び範囲
- (4) 大規模買付者による大規模買付ルールの遵守の有無
- (5) 大規模買付行為が当社株主共同の利益を著しく損なう場合に該当するかの判断
- (6) 新株予約権の無償割当てその他の対抗措置の発動の可否
- (7) 新株予約権の無償割当てその他の対抗措置の発動の中止
- (8) 前各号に掲げるものの他、当社取締役会が独立委員会の勧告を受けなければならないと判断した事項

### 4. その他

- (1) 独立委員会は、当社の費用において、独立した第三者（財務アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家を含む。）の助言を得ることができる。
- (2) 独立委員会は、必要な情報を収集するため、当社の取締役、監査役、執行役員、従業員、顧問その他独立委員会が必要と認める者から説明を求めることができる。

(資料5)

独立委員会委員

独立委員会の委員は、以下の5名を予定しております。

宮内 義彦 (当社社外取締役)

略 歴： 昭和35年8月 日綿實業株式会社 (現双日株式会社) 入社  
昭和39年4月 オリエン特・リース株式会社 (現オリックス株式会社) 入社  
昭和45年3月 同社取締役  
昭和55年12月 同社代表取締役社長  
平成11年3月 富士ゼロックス株式会社取締役  
平成12年4月 オリックス株式会社代表取締役会長  
平成12年9月 株式会社日本債券信用銀行 (現株式会社あおぞら銀行) 取締役  
平成15年3月 昭和シェル石油株式会社取締役 (現任)  
平成15年6月 オリックス株式会社取締役兼代表執行役会長 (現任)  
ソニー株式会社取締役 (現任)  
平成16年4月 規制改革・民間開放推進会議議長  
平成16年5月 社団法人日本経済団体連合会評議員会副議長  
平成17年3月 株式会社大京取締役  
平成17年6月 双日ホールディングス株式会社 (現双日株式会社) 取締役  
平成18年4月 当社取締役 (現任)

新浪 剛 (当社社外取締役)

略 歴： 昭和56年4月 三菱商事株式会社入社  
平成7年6月 株式会社ソデックスコーポレーション (現株式会社レオックジャパン) 代表取締役  
平成11年7月 三菱商事株式会社生活産業流通企画部外食事業チームリーダー  
平成12年4月 同社ローソンプロジェクト統括室長兼外食事業室長  
平成13年4月 同社コンシューマー事業本部ローソン事業ユニットマネジャー兼外食事業ユニットマネジャー  
平成14年3月 株式会社ローソン顧問  
平成14年5月 同社代表取締役社長執行役員  
平成17年3月 同社代表取締役社長 CEO (現任)  
平成18年4月 当社取締役 (現任)

山本 隆臣（当社社外監査役）

略 歴： 昭和41年4月 国際電信電話株式会社（現KDDI株式会社）入社  
昭和63年3月 同社事業開発本部グループ事業部次長  
平成7年2月 同社事業開発本部移動通信事業部長  
平成12年3月 株式会社KDD総研（現株式会社KDDI総研）代表取締役  
専務  
平成12年9月 同社代表取締役社長  
平成14年4月 KDDI株式会社総務本部人事部担当部長  
平成15年4月 当社常勤監査役（現任）  
平成19年6月 株式会社OKI ACCESSテクノロジーズ監査役（現任）

古川 雅一（当社社外監査役）

略 歴： 昭和48年4月 住友金属工業株式会社入社  
昭和55年11月 監査法人サンワ事務所（現有限責任監査法人トーマツ）入所  
昭和59年5月 公認会計士登録  
昭和61年7月 古川公認会計士事務所開業  
昭和63年6月 海南監査法人代表社員（現任）  
平成12年4月 当社監査役（現任）  
平成18年6月 株式会社シーボン監査役（現任）

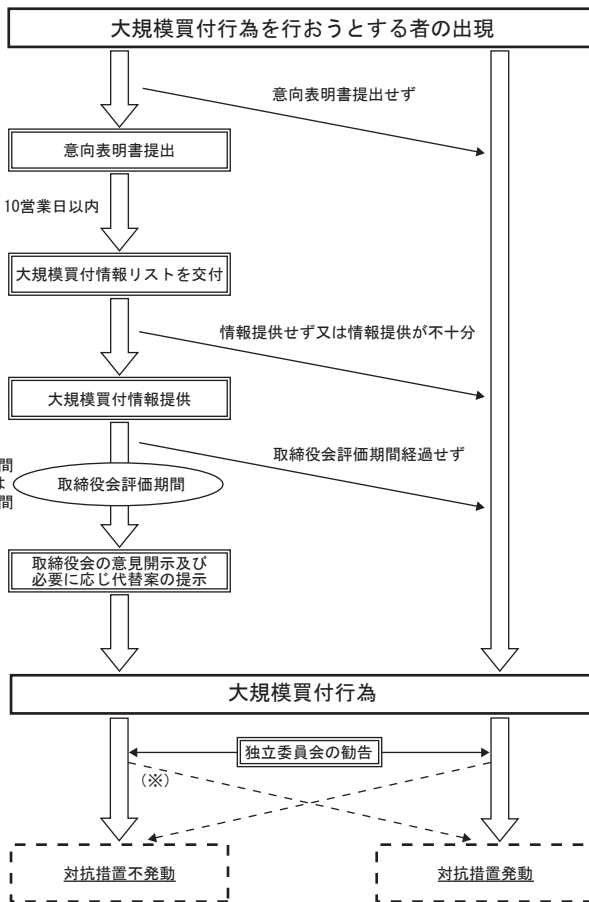
野村 修也

略 歴： 平成元年4月 西南学院大学法学部専任講師  
平成4年4月 西南学院大学法学部助教授  
平成10年4月 中央大学法学部教授  
平成10年6月 金融監督庁検査部（現金融庁検査局）参事（非常勤）  
平成14年12月 金融問題タスクフォース・メンバー（金融庁顧問）  
平成15年6月 金融庁コンプライアンス対応室（現・法令等遵守調査室）長（現任）  
平成16年3月 弁護士登録（第二東京弁護士会）  
平成16年4月 中央大学法科大学院教授（現任）  
森・濱田松本法律事務所客員弁護士（現任）  
平成18年1月 総務省コンプライアンス対応室（現・法令等遵守調査室）長  
平成18年12月 総務省 通信・放送問題タスクフォース・メンバー  
平成20年10月 総務省 ICTビジョン懇談会・メンバー

(資料6)

### 【大規模買付者の出現から対抗措置発動に至るフロー】

※本チャートは、あくまで本ルールに対する理解に資することを目的として参考として作成されており、ルールの詳細については、「当社株式の大規模な買付行為に関する対応方針」本文を参照願います。

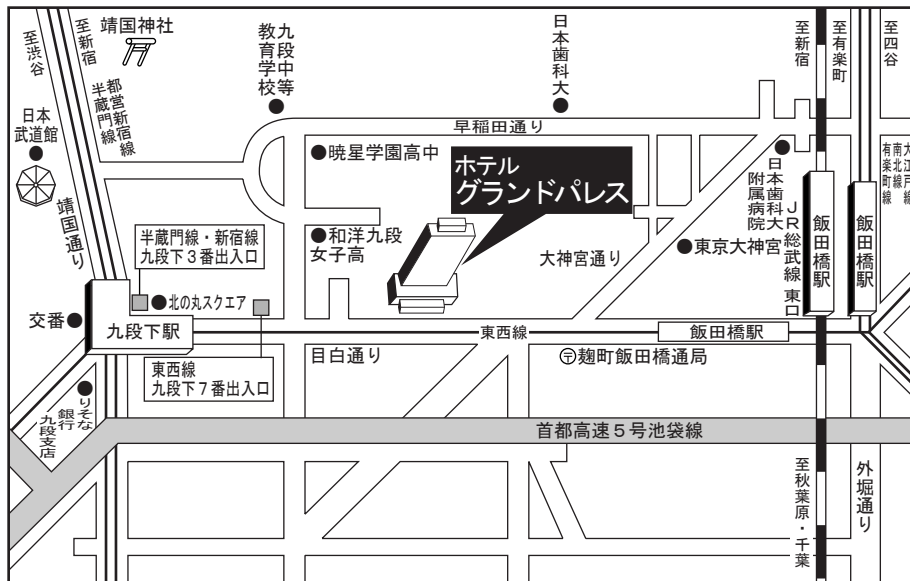


(※) 大規模買付行為が当社株主全体の利益を損なう場合

以上

# 株主総会会場ご案内図

〔会 場〕 東京都千代田区飯田橋一丁目1番1号  
ホテルグランドパレス 2階「ダイヤモンドルーム」  
電話 (03) 3264-1111



## 交通のご案内

- 地下鉄「九段下駅」より徒歩1分  
東西線（7番出口）  
半蔵門線・都営新宿線（3番出口）
- JR・地下鉄「飯田橋駅」より徒歩7分  
総武線・東西線・有楽町線・南北線・都営大江戸線